



本日の議事日程は次のとおりである。

令和6年和泉市議会第1回定例会議事日程表（第1日）

（2月19日）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2			会期の決定について	
3	議 案	35	教育委員会委員の任命について	P. 151
4	監査報告	1	例月出納検査（会計室扱 令和5年10月分）	別 冊 P. 2
5	監査報告	2	例月出納検査（上下水道部企業出納員扱 令和5年10月分）	別 冊 P. 16
6	監査報告	3	例月出納検査（病院企業出納員扱 令和5年10月分）	別 冊 P. 32
7	監査報告	4	例月出納検査（会計室扱 令和5年11月分）	別 冊 P. 37
8	監査報告	5	例月出納検査（上下水道部企業出納員扱 令和5年11月分）	別 冊 P. 51
9	監査報告	6	例月出納検査（病院企業出納員扱 令和5年11月分）	別 冊 P. 67
10	監査報告	7	定期監査（令和5年度第2次分）結果報告書	別 冊
11	監査報告	8	財政援助団体等監査結果報告書	別 冊
12	報 告	1	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（1期）））	P. 154
13	報 告	2	専決処分の報告について（（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築工事））	P. 160

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
14	報 告	3	専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）	P. 163
15	報 告	4	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））	P. 167
16	議 案	19	工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館改修工事）	P. 88
17	議 案	20	工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事）	P. 90
18	議 案	21	工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事）	P. 92
19	議 案	22	和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 102
20	議 案	23	和泉市公文書の管理等に関する条例制定について	P. 105
21	議 案	24	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市信太山丘陵里山自然公園）	P. 121
22	議 案	25	和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 123
23	議 案	26	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 125
24	議 案	27	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 127
25	議 案	28	財産取得について（小学校教師用指導書（市立国府小学校ほか10校分））	P. 131
26	議 案	29	財産取得について（小学校教師用指導書（市立いぶき野小学校ほか9校分））	P. 133
27	議 案	30	財産取得について（市立信太中学校給食室厨房機器）	P. 135

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
28	議 案	31	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市内体育施設）	P. 137
29	議 案	32	和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 140
30	議 案	33	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 143
31	議 案	34	和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について	P. 147
32	議 案	36	令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）	P. 176
33	議 案	37	令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	P. 190
34	議 案	38	令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	P. 193
35	議 案	10	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 5
36	議 案	11	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 11
37	議 案	12	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 14
38	議 案	13	和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 16
39	議 案	14	和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について	P. 25
40	議 案	15	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（宅地造成及び特定盛土等規制法関係）	P. 34
41	議 案	16	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（消防法等関係）	P. 47

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
42	議 案	17	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 52
43	議 案	18	和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 79
44	議 案	1	令和6年度和泉市一般会計予算	別冊
45	議 案	2	令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
46	議 案	3	令和6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
47	議 案	4	令和6年度和泉市介護保険事業特別会計予算	別冊
48	議 案	5	令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
49	議 案	6	令和6年度和泉市水道事業会計予算	別冊
50	議 案	7	令和6年度和泉市公共下水道事業会計予算	別冊
51	議 案	8	令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計予算	別冊
52	議 案	9	令和6年度和泉市病院事業会計予算	別冊
53	議員提出 議 案	1	予算審査特別委員会設置について	
54			予算審査特別委員会委員の選任について	

○
本日の会議に付した事件

日程第1～日程第54まで

○
(午前10時00分開会)

- 石原日出子議長 おはようございます。議員の皆様には、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

○
◎開会宣告

- 石原日出子議長 ただいまから令和6年第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

さて、去る1月1日に発生した令和6年能登半島地震により甚大な被害が発生しておりま

す。

お亡くなりになられた皆様には心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧と、皆様が日常の生活に戻れるよう祈念いたします。

○

◎諸報告

- 石原日出子議長 それでは、日程に先立ちまして御報告いたします。

会議規則第166条の規定による議員派遣の件については、お手元の資料に記載のとおり、11月27日から昨日までの間、1件について承認いたしました。

以上、報告いたします。

○

◎市長挨拶

- 石原日出子議長 それでは、これより本日の会議を開きます。

ここで、市長の挨拶を願います。

はい、市長。

(市長登壇、開会挨拶)

- 辻 宏康市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議長の御挨拶にもございましたが、まず、令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方に心からお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。被災地域の日も早い復旧のため、今後もできる限りの支援を行ってまいります。

さて、本日ここに令和6年和泉市議会第1回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方の御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを心から厚くお礼申し上げます。

本定例会には、令和6年度和泉市一般会計予算及び各特別会計予算、各企業会計予算と、これらに関連いたします条例制定並びに令和5年度和泉市一般会計補正予算等を御提案させていただき、御審議をお願い申し上げます。後ほど市政運営方針を述べさせていただきます、また、議案の内容等につきまして別途御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審議をいただき、御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ど

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

うぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 石原日出子議長 市長の挨拶が終わりました。

○

◎議事日程の報告

- 石原日出子議長 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程等は、お手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○

◎会議録署名議員の指名について

- 石原日出子議長 それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、5番・関戸繁樹議員、18番・飯阪光典議員、以上2名の方を指名いたします。

○

◎会期の決定について

- 石原日出子議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月25日までの36日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの36日間と決定いたします。

○

◎議案第35号 教育委員会委員の任命について

- 石原日出子議長 日程第3、議案第35号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

はい、市長。

(市長登壇、提案理由説明)

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました議案第35号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の151ページでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本市教育委員会委員として教育行政の運営に格段の御尽力をいただいております深堀知子氏が令和6年2月25日付で任期満了となることに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命いたしたく、御同意を賜りますよう御提案申し上げます。

深堀氏は、いぶき野三丁目にお住まいで、平成17年から法律事務所を開設され、弁護士として御活躍の傍ら、大阪地方裁判所岸和田支部・岸和田簡易裁判所調停委員、和泉市建築審査会委員、堺市公共事業評価監視委員会委員を務められており、本市教育委員会委員としても御尽力いただいております。

経歴の詳細につきましては、議案書152ページの参考資料のとおりでございます。

深堀氏は、弁護士として法務経験が豊富であることはもちろんのこと、人格識見ともに優れた方で、本市教育行政の一層の充実のために御尽力いただけるものと存じます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員として任命することについて、議員皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○ **石原日出子議長** 市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより採決をいたします。

本件を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意いただきました教育委員会委員の深堀知子氏より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

○ **深堀知子教育委員会委員** ただいま御紹介にあずかりました深堀知子でございます。この場をお借りいたしまして一言御挨拶申し上げます。

このたび、教育委員会委員の任命につきまして、議員の皆様から御同意を賜りましたことに対し、心から厚く御礼申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

私は、平成20年11月から8年間、保護者の立場で教育委員会委員を経験させていただきまして、令和2年の2月に再び教育委員会委員を拝命いたしました。

議員の皆様方には、本市教育の発展のために御指導と御理解を賜り、重ねて厚く御礼を申し上げます。

子どもたちにとっても大人にとっても変化が激しく、教育をめぐる状況も刻々と変化し、より複雑、困難になっていると感じております。そのような中で引き続き教育委員という重責をお引受けすることにつきましては、改めて身の引き締まる思いがいたします。これまでの経験を生かしまして、和泉市の宝である子どもたちの成長のために努力してまいりたいと思いますので、何とぞ議員の皆様方並びに関係各位の皆様方からの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○

◎例月出納検査、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告

- 石原日出子議長 日程第4から日程第11までは、いずれも例月出納検査結果報告、定期監査結果報告及び財政援助団体等監査結果報告でありますので、これらを一括議題といたします。

本各件について質疑の発言はありませんか。

原議員。

- 1番 原 重樹議員 1番・原です。

監査報告のうちの財政援助団体等監査結果報告書、第8号ですけども、それについて伺いたいと思いますが、正直、珍しいなといいますか、ということもありまして質問するんですけども、これは読みますと法人の公共施設管理公社の監査ということになるんですけども、まず最初に、なぜこういう監査をするようになったといいますか、その必要性、あるいはその仕方等も含めまして、ついでに今後も続けるのかどうかを含めてお答え願います。

- 石原日出子議長 はい、行政委員会総合事務局長。

- 藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原でございます。

まず、1つ目の財政援助団体等の監査を行った理由でございますが、地方自治法第199条第7項におきまして、監査委員は、必要があると認めるとき、または市長の要求があるときは、補助金等の財政的援助を与えている団体や、資本金、基本金などを4分の1以上を出資

している団体、公の施設の管理者等を監査することができるとなっております。

このことから、市が出資しております和泉市公共施設管理公社に対しまして、財務に関する事務の執行などについて、法令等に基づいて適正で効率的に行われているかについて監査を行ったものでございます。

次に、財政援助団体への監査の実施につきましては、今後も抑止力の観点から継続して実施していくものでございます。

監査の実施方法につきましては、通常、監査事務局職員による事前調査をまず行いまして、その事前調査の結果を踏まえ監査委員による監査を実施しております。

今回実施した和泉市公共施設管理公社への監査につきましては、事前調査を監査法人に委託したものでございます。その監査法人が行った事前調査の結果を踏まえまして、監査委員による監査を実施したものでございます。

以上です。

○ 石原日出子議長 原議員。

○ 1番 原 重樹議員 正直私は、珍しいと最初言いましたけども、なぜこうなんやと。もちろん法的には法人格が、市が4分の1以上ですか、出資してるところにはできるというものになるんでしょうけども、今後も続けると言ってるんで、それはそういうふうにしていただきたいということなんです。

内容を見てちょっと驚いた面もあるんですけども、確かに、監査法人に委託をしてということで、こういうものを専門にやってる監査法人があるんだろうというふうには思いますけれども、そういうことでやったと。ただ、この監査そのものが公共施設管理公社の100%じゃなくて、一部分は除かれてるという書き方もしてますので、それはそれで聞いておきたいと思いますが。

中身を見ますと、我々、監査というたら当然お金の出入りみたいなところがあるんですけども、もちろんこの中にも、現金出納帳の記載方法だとか管理の取扱いの仕方だとか、そういうものがあるようでありますし、随意契約についても、経済的合理性や緊急性、業務の特殊性などを客観的、総合的に判断し、事務を処理するようというふうな意見のつけ方もありますし、また、中では、役員の議決問題や業者の選定に当たってということもあります。が、監事の選定委員の委嘱問題やら、あるいは事務的なミスも含めて偶数ページしかなかったよみたいな話やら、とにかく事細かく、事細かくと言ったらおかしいですが、指摘をされてる、多種多様な指摘がされてるといのが中身だったというふうに思うんですけども。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

そういうことで、もう一点聞いておきたいのは、こうした指摘を受けてどうしようとしているのか、公社に対してどのように改善を求めていこうとしているのか、その点をお聞かせください。

○ 石原日出子議長 はい、行政委員会総合事務局長。

○ 藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原です。

監査での指摘事項につきましては、まず和泉市公共施設管理公社に指摘事項に対する措置状況の報告を求めてまいります。その報告のあった内容を監査委員が確認した後、市のホームページにて公表する予定としております。

以上です。

○ 石原日出子議長 原議員。

○ 1番 原 重樹議員 中身の一つ一つを聞いていったら時間がとてもじゃないけど足りませんので総合的に聞きましたけども、かなり、中身ざっと読んでると、我々からすりゃこんなずさんなやり方しておったのかという意見にもなりますけども、ただそれはそれとしまして、改善させていくということが必要ですので、その辺はきちっとしてほしいということです。

ただ、この公共施設管理公社というのは、管理公社一本でぱっとあるわけやなくて、実際にやってるのは各部であり各課でありということになるというふうに思うんですけども、それをやって、管理公社のものだからということで、いろんな、手抜いたとは言いませんけども、人手不足の問題もあつたらうし、ということもあると思うんですけども、もう一つ最後にお聞かせを願いたいのは、この管理公社の在り方自身も問題になってくるんじゃないかと思えますけど、その辺はどうなんでしょうか。

○ 石原日出子議長 行政委員会総合事務局長。

○ 藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原です。

和泉市公共施設管理公社への監査につきましては、事務手続及び施設使用料等における経理事務において、適切に行われているか、また不正防止策は図れているのかなど、財務に関して監査を行ったものでございまして、このことから和泉市公共施設管理公社の方向性等につきましては今回監査を行ってございません。

以上です。

○ 石原日出子議長 原議員。

○ 1番 原 重樹議員 分かりました。そうですね、方向性等については、それは監査がす

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

るようなことでもないということもあるんでしょうけども、ただ、先ほども言いましたけど、一言で言うとほんまにずさんなやり方、いろんな点が指摘をされている、役員の決め方も含めてね。その役員がそれぞれどういう役割を持ってというようなことも含めて、先ほどもちよっと申し上げましたけど、監事は監事で全体を見る役職といいますか、そういうところなんで、そのこの1つの業者決めるようなところの選定委員になっていったりとか、そんなことまで含めていろいろと指摘がされてるというふうに思うんで。

ただ、このやり方自身は、これはいろいろなんでしょうけども、しかしこれを機に、これは管理公社のものやというふうには実際にはなるんですけども、実際にやってる部や課が実際上はやらなければならないし、チェックもしなきゃならないということになりますから、実際にいいますと、人手不足の問題も当然出てくる可能性もありますが、そういうことも含めまして、今後の課題として全体的には考えていくべきものだろうということには指摘をしまして、質問は終わります。

以上です。

○ 石原日出子議長 他に質疑の発言はございませんか。

飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 18番・飯阪です。

今の原議員と同じ項目、財政援助団体等監査結果報告について数点お伺いをいたします。重複する部分については割愛をさせていただきます。

その中で、今もありましたが人手不足、役所側のチェック体制に対する人手不足という面があるというのは現実なのかなというふうに思います。

そして、この報告書を確認すると、本当に多岐にわたる指摘がなされておりますが、この指摘事項は、和泉市公共施設管理公社が改善するのはもちろんのこと、財政的援助を与えている市側のチェック体制についても強化を図る必要があるというふうに認識をしました。

このことについて監査事務局の見解、お伺いをいたします。

○ 石原日出子議長 行政委員会総合事務局長。

○ 藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原です。

議員御指摘のとおり、監査委員から指摘のあった事項につきましては、財政的援助を与える市側のチェック体制の強化を図る必要があると認識しております。

このことから、事前調査を委託しました監査法人の方を講師にお招きし、本年2月6日に職員研修を実施したものでございます。その職員研修の内容でございますが、補助金の意義

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

や交付に係る制度設計、また実績報告に係るチェック項目の着眼点等について研修を行い、監査の充実強化に努めたものでございます。

以上です。

○ 石原日出子議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

2月6日に職員の研修を行っていただいたということですが、研修実施後の職員の意識改革はされたのか、されたと認識しているのか、その点についてお伺いをいたします。

○ 石原日出子議長 行政委員会総合事務局長。

○ 藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原です。

研修参加者に対しアンケート調査を実施した結果でございますが、研修内容については、よく理解できた、または理解できたが85.7%、研修を受講し、役に立てそうですかについては、役に立てそうが77.6%でございました。

研修後の感想につきましては、ふだんの事務において気づきになる研修だった、また、事務事業を形式的に捉えていたが、書類内容の分析、評価はもっと疑問を持って見ることの大切さを知ったなどの意見があったものでございます。

今回の職員研修を通じまして、監査事務局では、継続的または定期的に職員研修を行い、意識改革及びチェック体制の強化に努める必要があると考えております。

以上です。

○ 石原日出子議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

これ、以前から指摘させていただいて、今回、この財政援助団体への監査を実施していただいたことは非常に感謝しております。

また、監査制度の充実についても、事務局職員のスキルと知識の向上を図るべく監査法人による研修を実施していただき、行政サイドのチェック体制の構築を図っていただいていることも今確認をさせていただきました。

そこで、今回のこの監査報告書を拝見すると、監査委員さんより指摘があった点について、当該財政援助団体がいつまでにどのように改めるのか、またその内容のチェックをどのように行うのが非常に重要になってくると思います。先ほど報告書のその後の経緯をしっかりとホームページ上に報告するという原議員への答弁にもありましたが、そういったところをしっかりと見える化を図っていただいて、厳しいチェック体制を敷いていただきたいなとい

うふうに思います。

今回、本当に大切な一歩を踏み出していただいたからには、このチェック体制を充実させていただき、また財政援助団体への支援の必要性並びに支援額の正当性について適切な判断をしていただきますようお願いし、私の質問は終わります。

議長、ありがとうございます。

○ 石原日出子議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、監査報告第1号から第8号までの報告を終わります。

○

◎報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（1期）））

○ 石原日出子議長 日程第12、報告第1号「専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（1期）））」を議題といたします。

報告の説明を願います。

はい、市長。

(市長登壇、報告説明)

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第1号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の154ページでございます。

令和4年9月30日議決に係る和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（1期）請負契約について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分手項に関する条例第7号の規定により、令和6年2月2日に専決処分により変更契約を締結したものでございます。

その変更内容でございますが、正門基礎形状の変更、谷樋銅板の撤去新設、天井裏補強方法の変更、樋の接続、地中障害物の撤去、以上の工事内容の変更により、当初契約金額2億1,079万7,400円から2億1,602万3,500円に522万6,100円の増額を行ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○ 石原日出子議長 市長の説明が終わりました。

本件について質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、報告第1号を終わります。

○

◎報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築工事））

○ 石原日出子議長 日程第13、報告第2号「専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築工事））」を議題といたします。

報告の説明を願います。

はい、市長。

（市長登壇、報告説明）

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第2号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の160ページでございます。

令和4年12月15日議決に係る（仮称）和泉市消防本部・和泉消防署新築工事請負契約について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第7号の規定により、令和6年2月5日に専決処分により変更契約を締結したものでございます。

その変更内容でございますが、賃金及び物価の上昇に伴うスライド条項の適用により、当初契約金額7億5,246万1,600円から7億7,773万4,100円に2,527万2,500円の増額を行ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○ 石原日出子議長 市長の説明が終わりました。

本件について質疑の発言はありませんか。

山本議員。

○ 8番 山本秀明議員 8番・山本です。

数点お聞きしていきたいというふうに思います。

消防署の新築工事ですか、令和4年12月15日に議決して、金額を確定したということなんですけども、いわゆるスライド条項、多分スライド条項にもいろいろ3つぐらいあったと思うんですけど、多分インフレスライドということでの契約変更だというふうに推察してるんですけども、数点ちょっと確認していきたいというふうに思います。

まずお聞きしたいのは、スライド請求ですね、この請求がいつあったのかということと、このスライド条項におきましては基準日を授けるということになってると思うんですけども、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

その基準日がいつだったのか、そしてまた出来高確認、基準日を定めた中で出来高、それまでに終わってる部分についてはもう上昇さす必要がありませんので、その後についてに物価上昇による契約金額を上げていくということなんですけども、その残工事量について、その3点、まずお示しいただけますでしょうか。

○ 石原日出子議長 総務部長。

○ 前田正和総務部長 総務部長の前田です。

今回、インフレスライドというところで、受注者から令和5年7月19日付にスライドの請求がございまして、協議を行いまして令和5年7月24日を基準日といたしました。基準日におけます工事の出来高は約20%でございまして、残工事量は約80%となります。

以上でございます。

○ 石原日出子議長 山本議員。

○ 8番 山本秀明議員 お示しいただきました。基準日におきましては7月24日。7月19日にスライドの請求があったということで、その時点での残工事量は80%。ですので、金額で言いましたら5億9,500万円ぐらいになってくるんじゃないかなというふうに思います。その中でどんなけの金額を上げるのかということでの相手さんからの請求に対して、市が話し合いました中で決めていった金額だというふうには認識してるんですけども、前回の一般質問でもスライド条項についての質問をさせていただき、受注者の請求額よりも市の見積りのほうが高かった、結局、請求額より市の見積額のほうを採用して、それで契約したということについて御指摘もさせていただいたんですけども、確認なんですけども、今回、受注者からの請求額が幾らだったのか、そしてまた市の積算額が幾らだったのか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○ 石原日出子議長 都市デザイン部長。

○ 八木 剛都市デザイン部長 都市デザイン部長の八木です。

受注者からの変更請求の概算額ですが、3,528万2,000円でございます。

また、市の積算額につきましては2,527万2,000円となっております。

以上です。

○ 石原日出子議長 山本議員。

○ 8番 山本秀明議員 すみません。ありがとうございます。

受注者からの請求額と市の積算額、確認させていただきました。今回の場合については受注者からの積算額のほうが市の見積額より上回っていたということなんですけども、当然こ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れについての話し合いをする中で額が決定されたというふうに思うんですけども、結局このスライド額というのがどういう形になったのか、その点についてお示しいただけますでしょうか。

○ 石原日出子議長 都市デザイン部長。

○ 八木 剛都市デザイン部長 都市デザイン部長の八木です。

業者とは、協議によりまして、このスライド変更金額は市の積算額である2,527万2,000円で合意したものとなっております。

以上です。

○ 石原日出子議長 山本議員。

○ 8番 山本秀明議員 話し合いの結果、お示しいただいたとおり、市の見積額のほうで額を決定したということであります。その点については前回指摘した内容にはなっておりませんので、一応その点はお聞きしたいと思います。

ただ、スライド条項ということで、これからも物価上昇、インフレの中で、資材でありますとか、そしてまた人件費が高騰してきたということで、入札等を行った上できっちり決まった金額もこういう形で上げれるという状況、これは国の通達もあるということは認識はしてるんですけども、ただ、この間もある建設業者さんのお話をお聞きしました、民間との契約において、当然民間におきましてこのスライド条項というのは契約の中であるということもお聞きしてるんですけども、なかなか民間同士の取引におきましては、積算に対して一度決めた金額を上げる、例えば自分の家、契約したのに上げてくれと言われたら、なかなか納得できませんよね。

行政においては、先ほども言いましたように、国からの通達があるということで、市もその基準に従って積算して、それが正当であるならばこういう形で一旦契約した金額が上がっていくということなんですけども、ただ、ちょっとその辺については、原資については税金であるということをお聞きしていただいて、しっかりとその辺、金額の確定についてもそういう目線で話し合い、もしスライド条項の請求があった場合はそういう視点で話し合い、進めていっていただきたいということを要望申し上げまして、終わります。

以上です。

○ 石原日出子議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、報告第2号を終わります。

○

◎報告第3号 専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）

- 石原日出子議長 日程第14、報告第3号「専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）」を議題といたします。

報告の説明を願います。

はい、市長。

（市長登壇、報告説明）

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第3号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の163ページでございます。

令和5年12月29日午前零時30分頃、春木川町605番地の1、和泉市消防団第3分団春木川班器具庫付近において、本市消防団員が歳末特別警戒における夜警巡回の際に待機のために消防車を後退させたところ、駐車していた相手方軽自動車の右側面と消防車の左後端部が接触したもので、市は修理費用及び代車費用として28万5,800円を賠償する必要があります。

本件事故に係る市の責任割合は100%。

賠償額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会自動車損害共済により全額補填するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

- 石原日出子議長 市長の説明が終わりました。

本件について質疑の発言はありませんか。

坂本健治議員。

- 23番 坂本健治議員 23番、明政会の坂本健治です。

この専決について質問させていただきます。

消防団の車両事故についてということでもた専決上がってるんですけども、昨年2月にも全く同じような案件の専決処分が消防団のほうから上がっていたというふうに記憶しております。そのときも大変問題であるという認識の中で注意したというふうな報告は受けておったんですが、また今回、同じような事故が起こってしまったことは大変遺憾なことだと思っております。

そこで質問いたします。

前回、事故を受けて、再発防止に向けどのような取組をされたのかお聞きいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○ 石原日出子議長 消防長。

○ 岡田辰雄消防長 消防長の岡田です。

消防団本部会議で事故の共有と原因の究明を行い、消防団長から各分団長へ車両誘導を含む安全管理の徹底を指示され、各分団長から班長を通じまして各団員へ周知をいたしました。以上です。

○ 石原日出子議長 坂本健治議員。

○ 23番 坂本健治議員 ありがとうございます。

私も僭越ながら消防団の現役でございまして、前回受けたときも、私も訓練は必ず参加させていただいてるんですが、後方確認の誘導等の指導というのの徹底の訓練はなかった記憶はしてるんですが、私がたまたま覚えてないだけかも分かりませんので、ではどのように周知されたか、もう一度お答えいただけますか。

○ 石原日出子議長 消防長。

○ 岡田辰雄消防長 消防長の岡田です。

分団長会議におきまして、消防団長から各分団長に対して、前回の事故に加え、今回もポンプ車を後退させた際、接触事故を招いたことから、事故の原因として誘導員なしで後退させたことが事故の一番の要因であり、いま一度、車両を後退させるときは誘導員を必ず配置するよう注意喚起をいたしました。

以上です。

○ 石原日出子議長 坂本健治議員。

○ 23番 坂本健治議員 ありがとうございます。

今の説明にもあったんですけども、基本的には分団長に通達して、厳しくその辺を指導していってくれよというような話になるしかないのかなというふうに思うんですけども、しかしながら、また1年以内に同じような事故が起こったということに対しては、車当てられた方も問題、当てられた方は申し訳ないんですけど、これが人だったり子どもだったりした場合、大変大きな問題になる可能性があるんですよ。

そういった部分で、今、消防団の成り手がなかなかないような状態で大変困っているところがありまして、そういった中で、質のいいというか、訓練して規律を守るような中で、なかなか指導もしにくいというのは理解はしてるんです。

そんな中ですけど、私どもは初め消防団に入るとき消防学校のところで指導を受けます、そして毎月1回必ず訓練を受けて、自主訓練、せやから月2回、訓練をしています。その

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ときに、消防車に乗った時点からは基本的に教わったことを忠実にやるということを徹底して教えられるんですが、僕の場合は車両がバックするときに後ろを見ないというのなんかあり得ないんですよ。もうこれは絶対にしなさい、車を止めれば車止めをしなさいと、もうこんなものは初歩的初歩、車を運転する前にシートベルトしなさいぐらいのレベルなんです。それが徹底しないとできないというのは、やはり何か根本的な問題がそこにあるのかというふうに私は感じております。

そこで、基本的な今言ったようなこともできないという部分があるんですが、車両運行等に対してバックの誘導員を配置しなければならないというようなルールまたはマニュアルはあるかお教えいただけますか。

○ 石原日出子議長 消防長。

○ 岡田辰雄消防長 消防長の岡田です。

消防団におけます車両の活動等を含むマニュアルにつきましては策定しておりません。

以上です。

○ 石原日出子議長 坂本健治議員。

○ 23番 坂本健治議員 Z世代って、私は言うのはすごく嫌いな言葉なんですけれども、基本的な行動マニュアルというんですか、服装であったり、服装の乱れはやっぱり心の乱れ、心の乱れはやっぱりけがにつながるというような、事故につながるというような話もありますので、その辺はもちろんきっちりやるべきというふうに思ってるんですけれども、僕は、教わって指導されてるのはいいんですけど、伝言ゲームってありますよね、何人か並んで同じことを伝言していくと結局10人ぐらいすると答えが変わってしまうと、それと一緒に、指導する側、先輩が、後輩に教える側も、今何々、モラルハラスメントやパワーハラスメントやというような問題があるんできつく言えない、また、これは言うたほうがいいのか、これぐらいやったらいいのかなというふうなところで結構迷ってる先輩も多い中で、なかなか指導しにくいんですよ、今ね。

そういったところで、やはり必要になる最低限、今言ったように事故につながる、けがにつながる、ひいては命に関わるというような、この基本の部分に対しては私はマニュアルをつくっていくべきではないかと。そしてそのマニュアルに基づいて点検、チェックをしていくしかないのかなというふうに思うんですが、そういったところに対して今後そういったマニュアルを検討してつくっていくような考えはないかお答えいただけますか。

○ 石原日出子議長 消防長。

○ 岡田辰雄消防長 消防長の岡田です。

消防本部といたしまして、主に機関員を担う消防団員を対象に、毎年、消防ポンプ車の操作訓練を主とした訓練を実施していますが、今後は事故事例を用いて、車両の誘導や運行についても訓練に取り入れていきたいと考えています。

また、車両運行等ルール化につきましても、消防団本部と調整し、安全管理、事故防止を目的としたマニュアルの作成についても検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○ 石原日出子議長 坂本健治議員。

○ 23番 坂本健治議員 一応検討していただけるということで安心いたしました。中身がどういうふうになるかによってもまた大きく変わると思うんですよ。

そういった中で、私は、よくあるのはマニュアル過ぎてもやっぱり人って動けないんですよ、なのでその全てをマニュアル化しろと言うつもりはないです、もちろん。ただ、今も言ったように、最低限の基本ですよ、基本はやはりマニュアル化して覚えておくべき。まず服装、車の確認、また後方であったり、ホースを片づける、現場に行くときは2人乗ってなかったらサイレン鳴らしちゃ駄目だとかというようなことというのは基本的に先輩から今まで教わってきた話です。そしてバッテリーが上がった場合にどうしたらいいのかとか、そういうのも先輩から教えてもらってます。だからそういったことを全部マニュアルにしていかなければいけないかと、そういう話では私はないと思いますが、こういった事故、けが、命に関わるような部分の基本については徹底して分かりやすいような指導要綱をつくれるよう、そしてそれに基づいてやっぱり訓練をするということが私は大事だと思いますので、ぜひとも早急なマニュアルの作成をしていただけるよう要望して終わります。

以上です。

○ 石原日出子議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、報告第3号を終わります。

○

◎報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号））

◎議案第19号 工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館改修工事）

◎議案第20号 工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事）

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- ◎議案第21号 工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事）
- ◎議案第22号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第23号 和泉市公文書の管理等に関する条例制定について
- ◎議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市信太山丘陵里山自然公園）
- ◎議案第25号 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第26号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第27号 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第28号 財産取得について（小学校教師用指導書（市立国府小学校ほか10校分））
- ◎議案第29号 財産取得について（小学校教師用指導書（市立いぶき野小学校ほか9校分））
- ◎議案第30号 財産取得について（市立信太中学校給食室厨房機器）
- ◎議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市内体育施設）
- ◎議案第32号 和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第33号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第34号 和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第36号 令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）
- ◎議案第37号 令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- ◎議案第38号 令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○ 石原日出子議長 日程第15、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号）」から日程第34、議案第38号「令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」までの以上20件を一括議題といたします。
まず、議案第19号から第34号の提案理由の説明を市長より願います。

はい、市長。

（市長登壇、提案理由説明）

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました案件について、辻より御説明申し上げます。
議案第19号「工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館改修工事）」、議案書の88ページでございます。和泉市庁舎第1分館改修工事請負契約を締結しようとするものでござ

います。

議案第20号「工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事）」、議案書の90ページでございます。和泉市庁舎第1分館電気設備改修工事請負契約を締結しようとするものでございます。

議案第21号「工事請負契約締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事）」、議案書の92ページでございます。和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事請負契約を締結しようとするものでございます。

議案第22号「和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の102ページでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第23号「和泉市公文書の管理等に関する条例制定について」、議案書の105ページでございます。公文書の管理等に関する基本的事項を定めることにより公文書の適正管理等を図り、市政の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにしようとするものでございます。

議案第24号「公の施設の指定管理者の指定について（和泉市信太山丘陵里山自然公園）」、議案書の121ページでございます。公の施設の効率的な管理運営及び市民サービスの向上を図るため、和泉市信太山丘陵里山自然公園につきまして指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

議案第25号「和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の123ページでございます。地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第26号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の125ページでございます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道整備・管理行政に関する厚生労働大臣の権限が、水質または衛生に関する事務については環境大臣に、それ以外の事務については国土交通大臣に移管されるため、所要の規定の整備を行なおうとするものでございます。

議案第27号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書の127ページでございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げようとするものでございます。

議案第28号「財産取得について（小学校教師用指導書（市立国府小学校ほか10校分））」、議案書の131ページでございます。小学校の教科書採択替えに伴い、和泉市立国府小学校ほか10校分の教師用指導書を購入しようとするものでございます。

議案第29号「財産取得について（小学校教師用指導書（市立いぶき野小学校ほか9校分））」、議案書の133ページでございます。議案第28号と同様、小学校の教科書採択替えに伴い、和泉市立いぶき野小学校ほか9校分の教師用指導書を購入しようとするものでございます。

議案第30号「財産取得について（市立信太中学校給食室厨房機器）」、議案書の135ページでございます。和泉市立信太中学校の給食室改修工事に伴い、必要となる厨房機器一式を購入しようとするものでございます。

議案第31号「公の施設の指定管理者の指定について（和泉市内体育施設）」、議案書の137ページでございます。公の施設の効率的な管理運営及び市民サービスの向上を図るため、和泉市内体育施設につきまして指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

議案第32号「和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の140ページでございます。和泉市立総合医療センター経営強化プラン策定に伴い、和泉市立総合医療センター経営評価委員会の担任する事務を改正するほか、地方自治法の改正に伴い規定の整備を行なおうとするものでございます。

議案第33号「和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の143ページでございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行なおうとするものでございます。

議案第34号「和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の147ページでございます。市史編さん事業で収集した古文書や歴史公文書を広く市民に公開し、市民としての誇りと郷土愛を育むため、和泉市いずみの国歴史館の機能に歴史資料や文化財の利用及び特定歴史公文書の保存、利用等に関する事業を追加するほか、所要の規定の整備を行なおうとするものでございます。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い

申し上げます。

- **石原日出子議長** 続いて、補正予算関係の説明をお願いします。

総務部長。

- **前田正和総務部長** 総務部長の前田です。

ただいま御上程いただきました補正予算案件につきまして御説明申し上げます。

まず、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度和泉市一般会計補正予算（第7号）」）でございます。

議案書167ページを御覧ください。

まず、専決の理由でございますが、低所得世帯への負担軽減を目的に実施する低所得者支援給付金事業について、国からの通知を受け、迅速に支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により、1月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、内容の御説明を申し上げます。

議案書168ページを御覧ください。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に5億6,653万8,000円を追加し、総額を798億793万8,000円とするものでございまして、その内容は後ほど事項別明細書に基づき御説明いたします。

第2条は、繰越明許費の補正でございまして、議案書170ページを御覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」のとおり、低所得者支援給付金事業5億6,653万8,000円全額を翌年度に繰り越して事業を行おうとするものでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

172ページを御覧ください。

民生費の低所得者支援給付金事業において、住民税均等割のみの課税世帯に対し1世帯当たり10万円の給付、また、同世帯及び住民税非課税世帯において扶養されている18歳以下の子どもに1人当たり5万円を加算して給付するため、低所得者支援給付金5億3,000万円のほか、事務補助としての会計年度任用職員の配置や事務経費など、合わせて5億6,653万8,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、171ページを御覧ください。

まず、国庫支出金では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5億6,653万2,000円、諸収入では雇用保険料個人負担分6,000円を追加計上いたしました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

報告第4号の内容は以上でございます。

続きまして、議案書176ページ、議案第36号「令和5年度和泉市一般会計補正予算（第8号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に8億9,876万円を追加し、総額を807億669万8,000円とするものでございまして、その内容は後ほど事項別明細書に基づき御説明いたします。

また、第2条は継続費の補正、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正、第5条は繰越明許費の補正でございます。

179ページを御覧ください。

継続費の補正内容は「第2表 継続費補正」のとおりでございまして、（仮称）槇尾学園整備事業について、国の補正予算に伴い、令和6年度から令和5年度に一部前倒しし、年割額の変更を行おうとするものでございます。

次に、180ページを御覧ください。

債務負担行為の補正内容は「第3表 債務負担行為補正」のとおり、信太山丘陵里山自然公園指定管理料及び体育施設指定管理料につきまして、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

次に、181ページを御覧ください。

地方債の補正内容は「第4表 地方債補正」のとおりでございまして、義務教育施設整備事業及び体育施設整備事業について、地方債限度額の変更を行おうとするものでございます。

次に、182ページを御覧ください。

繰越明許費の補正内容は「第5表 繰越明許費補正」のとおりでございまして、土地改良施設防災減債事業から郷荘中学校消防設備等改修事業までの6事業、合計4億5,406万9,000円について、翌年度に繰り越して事業を行おうとするものでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

185ページを御覧ください。

総務費の市税収納管理事業において、当初予算額の想定を上回る還付金が見込まれることから、市税還付金340万円を追加計上いたしました。

次に、民生費、国民健康保険事業特別会計繰出金では1億2,952万7,000円の更正減を行い、また、障がい者自立支援地域生活支援事業では、障がい者相談支援事業が消費税の課税対象であることが判明し、令和5年度及び過去5年間の消費税、延滞税相当額を負担するもので、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

合わせて3,313万2,000円を追加計上いたしました。

また、障がい者自立支援介護等給付事業では、サービスの利用増加により障がい者介護等給付費1億7,715万8,000円を追加計上し、令和4年度の精算に伴う国・府負担金の返還金として962万2,000円を計上いたしました。

次に、保育所等運営事業では、令和4年度の精算を行うため、過年度分の保育所等運営費国庫負担金及び府費負担金の返還金について、合わせて1億4,943万円を計上いたしました。

次に、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、概算交付を受けた国費の精算を行うため、過年度分の新型コロナウイルスワクチン接種事業に関して、接種体制確保事業費国庫補助金及び接種実施事業費国庫負担金の返還金について、合わせて5,955万7,000円を計上いたしました。

186ページを御覧ください。

衛生費、水道事業会計補助金では、退職者の追加に伴い、退職給付費負担金972万円を追加計上いたしました。

次に、教育費、（仮称）槇尾学園整備事業では、国の補正予算に伴い、継続費のうち一部を令和6年度から令和5年度に前倒しするもので、（仮称）槇尾学園整備工事費1億7,681万6,000円を追加計上いたしました。

次に、小学校施設維持管理事業では、国の補正予算に伴い、南池田小学校消防設備等改修工事費4,200万円、黒鳥小学校防火設備改修工事費2,000万円を計上いたしました。

また、小学校大規模改造整備事業では、国の補正予算に伴い、いぶき野小学校大規模改修の工事監理委託料と工事費を合わせて2億7,850万円を計上いたしました。

次に、中学校施設維持管理事業では、国の補正予算に伴い、郷荘中学校消防設備等改修工事費7,770万円を計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、183ページを御覧ください。

まず、国庫負担金では、障がい者自立支援給付費負担金8,857万9,000円を追加し、国民健康保険事業保険基盤安定等負担金2,221万9,000円を更正減いたしました。

次に、国庫補助金では、（仮称）槇尾学園整備事業費補助金4,478万1,000円、体育館非構造部材耐震化等事業費補助金9,743万9,000円、特別教室等空調整備事業費補助金2,642万円、南池田小学校消防設備等改修事業費補助金1,400万円、黒鳥小学校防火設備改修事業費補助金666万6,000円、いぶき野小学校大規模改修事業費補助金7,451万2,000円、郷荘中学校消防

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

設備等改修事業費補助金2,356万6,000円、信太中学校特別教室等空調整備事業費補助金707万円、信太中学校給食施設改修事業費補助金192万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、府支出金では、障がい者自立支援給付費負担金4,428万9,000円を追加し、国民健康保険事業保険基盤安定等負担金7,492万8,000円を更正減いたしました。

次に、繰入金では、財政調整基金からの繰入金1億8,706万2,000円を追加計上いたしました。

最後に、市債では、（仮称）槇尾学園整備事業債の追加1億3,200万円、体育館空調整備・非構造部材耐震化等事業債の更正減7,130万円、体育館等空調整備事業債の追加2,030万円、南池田小学校消防設備等改修事業債2,800万円、黒鳥小学校防火設備改修事業債1,330万円、いぶき野小学校大規模改修事業債2億140万円、郷荘中学校消防設備等改修事業債5,410万円、信太中学校特別教室等空調整備事業債の更正減190万円、信太中学校給食施設改修事業債の追加40万円、光明池緑地運動場管理棟改修事業債の追加330万円をそれぞれ計上または更正減いたしました。

議案第36号の内容は以上でございます。

続きまして、議案書190ページ、議案第37号「令和5年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入予算の款、項の額を191ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり補正するものでございます。

議案書192ページを御覧ください。

歳入の事項別明細書について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険料について、被保険者数の減少などにより保険料の収入見込額を引き下げるもので、2億7,047万3,000円を更正減いたしました。

次に、一般会計繰入金について、保険料の更正減に伴い1億2,952万7,000円を更正減とするもので、これら保険料と一般会計繰入金の更正減の合計に相当する4億円について、財政調整基金からの繰入金として追加計上するものでございます。

議案第37号の内容は以上でございます。

続きまして、議案書193ページ、議案第38号「令和5年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に6,659万円を追加し、総額を29億1,091万5,000円とするものでございまして、その内容は事項別明細書に基づき歳出予算から御説明いたしま

す。

議案書197ページを御覧ください。

広域連合納付金について、保険料収入の増に伴い大阪府後期高齢者医療広域連合に支払う納付金が不足することから、広域連合納付金6,659万円を追加計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、196ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料について、現年分の保険料として6,659万円を追加計上いたしました。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第4号並びに議案第36号から第38号までの説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 石原日出子議長 本各件については、総括質疑を省略し、お手元の付託案件表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○

- ◎議案第10号 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第11号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第13号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第14号 和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第15号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（宅地造成及び特定盛土等規制法関係）
- ◎議案第16号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（消防法等関係）
- ◎議案第17号 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第18号 和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第1号 令和6年度和泉市一般会計予算
- ◎議案第2号 令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

◎議案第3号 令和6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

◎議案第4号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計予算

◎議案第5号 令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算

◎議案第6号 令和6年度和泉市水道事業会計予算

◎議案第7号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計予算

◎議案第8号 令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計予算

◎議案第9号 令和6年度和泉市病院事業会計予算

○ 石原日出子議長 日程第35、議案第10号「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」から日程第52、議案第9号「令和6年度和泉市病院事業会計予算」までの以上18件は、いずれも令和6年度各会計予算並びに予算関連議案でありますので、これらを一括議題といたします。

それでは、ここで市長から令和6年度市政運営方針についての披瀝を願います。

はい、市長。

(市長登壇、提案理由説明)

○ 辻 宏康市長 《はじめに》

本日、令和6年和泉市議会第1回定例会開催にあたり、市政運営の基本方針と主要施策の大綱につきまして、私の所信の一端を申し述べ、議員並びに市民皆様のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

本年の1月1日に能登半島地震が発生し、甚大な被害が発生しました。お亡くなりになった方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害を受けた方々に心からお見舞い申し上げます。

既にボトル水の搬送や職員の派遣などを行ったところですが、一日も早い復興に向け、他の自治体とも連携しながら支援を行うことに加え、災害はいつ発生するかわからないことを念頭に危機意識を持ち、正しく恐れ、適切な対処ができるよう、自助・共助・公助のバランスを図りながら、地域防災力の向上に努めてまいります。

さて、今年の干支は、甲辰（きのえたつ）です。「甲」は、十干の第一番目であり、優勢であることを示すほか、真っすぐに堂々とそそり立つ大木を表しています。「辰」は十二支で唯一架空の生き物、龍であり、水や海の神様としてまつられてきた大自然の象徴です。この二つの組み合わせにある甲辰は、「新しいことを始め、成功する。」、「今まで準備していたことが形になる。」と言われ、縁起の良い年になるとされています。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

昨年は、市長就任以来取り組んできた人事給与制度改革の集大成として、年功序列から能力・実績主義への転換を図る職員給与条例の改正を実現することができました。この改革の中には優秀な人材の確保に向け、初任給を日本一に引き上げるという内容を盛り込んでいたこともあり、テレビや新聞などのマスメディアで先進的な取り組みとして大きく取り上げていただき、和泉市の知名度を上げる機会になったことは嬉しく思っているところです。しかしながら、この改革では真に頑張る職員が報われる制度とするために、人事評価制度の再構築や人事評価を軸とした昇格制度の導入、職員研修の充実などにも取り組んでいくこととしており、全国でも例を見ない人事給与制度を運用していくこととなります。様々な課題が出てくることも想定されますが、決して後戻りするのではなく常に前向きな姿勢で改善に取り組むことにより、「未来を見据え、より高い理想を追求し、挑戦する職員」を育成し、市民サービスの向上につなげてまいります。

次に、これまでも重点的な取り組みを進めてきた「教育改革」ですが、今年度は新たに3つの視点に基づく取り組みを進めます。

1つ目の視点は「生きる力を育む教育」、2つ目の視点は「夢を実現する力を育む教育」、3つ目の視点は「社会に貢献する力を育む教育」です。

子どもたちは本市だけではなく、日本、人類の宝です。教育は子どもたちが成長するための投資であり、未来への投資でもあります。「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」で掲げるように、子どもたちを社会総がかりで育て、持続的に発展可能な社会の実現と市制施行100周年を迎える和泉市の礎を築くため、これら3つの視点における「教育」、「教育」、「教育」を推進し、なお一層、重点的に取り組んでまいります。

経済界では、過去の統計から卯年、辰年、巳年の3年を「卯跳ねて、辰巳天井」と黄金の3年と位置づけています。これからの辰巳の2年について、和泉市では天井に到達するどころではなく、天井を突き抜けるほどの勢いで各事業の取り組みを推進していく所存です。

<<重点的な取り組み>>

それでは、教育に係る3つの視点に基づく取り組みと第6次和泉市総合計画及び次期和泉創発プランの策定に係る取り組み、DX（デジタルトランスフォーメーション）に係る取り組みについて説明いたします。

まず、教育に係る3つの視点に基づく取り組みですが、「生きる力を育む教育」については、「個別最適な学びの推進」と「協働的な学びの推進」により、いわゆる「生きる力」を育みます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

具体的には、既に実施しているA Iドリルの活用により「個別最適な学びの推進」に取り組みます。また、市独自策として中学校における35人学級編制を中学校1年生から順次拡充するほか、教員の補助業務を担うスクール・サポート・スタッフの拡充、中学校3年生における実力テスト作成の一部民間委託、中学校及び義務教育学校後期課程における部活動指導員の拡充、部活動地域移行計画の策定に着手することにより、教員が子どもと向き合う時間や授業改善を図る時間を確保し、「協働的な学びの推進」を図ります。

次に、「夢を実現する力を育む教育」については、「子どもの夢応援奨学金」の給付や、「いずみ希望塾」を継続実施することに加え、不登校児童生徒等への対応、いじめや虐待事案に対応するために、スクールロイヤーを新たに配置するほか、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を拡充します。また、「教育と福祉の連携」をより強化・充実するため、教育現場と福祉部局をつなぐ社会福祉士を新たに学校教育室に配置するとともに、こどものメンタル不調への対応力強化を目的に学校への児童精神科医の派遣を行います。さらに、各学校の校内教育支援センターへの学生等のボランティア派遣も行うことなどにより、誰一人取り残さない教育を行い、「夢を実現する力」を育みます。

最後に、「社会に貢献する力を育む教育」については、子どもたち一人ひとりが未来の創り手となるよう、和泉市郷土史読本を改訂し、小学校6年生以上の全児童生徒へ配布することにより子どもたちの郷土愛を育みます。また、地域ぐるみで学校運営を行う「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を全中学校区に設置し「社会に開かれた教育課程」を実現することにより、たくましく未来を生き、「社会に貢献する力」を身につけた子どもたちを育成します。

次に、第6次和泉市総合計画及び次期和泉創発プランの策定に係る取組みですが、本市のまちづくりの方針を示す第5次和泉市総合計画の計画期間が令和7年度末をもって満了することから、新たに令和8年度から令和15年度を計画期間とする「第6次和泉市総合計画」の策定に着手します。

計画の策定にあたりましては、今後の人口推移見通しを整理する「人口ビジョン」を改訂するほか、令和6年度までを計画期間とする「和泉創発プラン」を令和7年度までに延長したうえで、第6次和泉市総合計画と始期を合わせる「次期和泉創発プラン」の策定にも着手します。

このことにより、「第6次和泉市総合計画」では、まちづくりの基本的な方向性を描くものとし、「次期和泉創発プラン」では、まちづくりに係る重点取組み、財政健全化、組織・

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

人づくりを整理し、各種個別計画との連携のもと様々な施策を展開する仕組みを構築してまいります。

次に、DXに係る取組みですが、来庁された市民の利便性向上のため、市民が申請書に記載することなく住民票等を取得できる「書かない窓口」システムを構築します。

加えて、職員の業務効率化を目的に、まずは子育て、高齢者、障がい者分野に関する事務の一部について、申請・審査・交付といった事務の流れを一連の処理で可能とするフルデジタル化に向けた制度設計に取り組みます。

《命と暮らしを守り未来を拓く3つのテーマ》

それでは、次に4期目のスタート時に申し上げた3つのテーマ

1. 市民の命と暮らしを守るまちづくり
2. 子どもたちの未来が輝く子育て・教育のまちづくり
3. にぎわいがあふれ活力のあるまちづくり

に沿って、今年度取り組むまちづくりについてご説明を申し上げます。

【1. 市民の命と暮らしを守るまちづくり】

防災対策、防犯対策の取組みにより「市民の命と暮らしを守る」ことは行政の基本的責務であることから、更なる強化を推進してまいります。

まず、防災対策では消防体制の充実強化として、消防本部・消防署庁舎について令和6年12月開庁に向けて移転建替工事等を進めるほか、堺市との消防指令業務の共同運用も開始します。

また、災害時の避難所としても使用する小学校体育館について、令和6年度は11校の空調整備工事を行うほか、国府小学校・緑ヶ丘小学校において非構造部材耐震化等改修工事を実施します。

次に防犯対策では、振込詐欺などの特殊詐欺による被害を未然に防止するため、高齢者世帯等を対象として固定電話に取り付ける自動録音機能等を有する特殊詐欺対策機器300台の貸与を行います。

【2. 子どもたちの未来が輝く子育て・教育のまちづくり】

子どもたちの未来が輝く子育て・教育のまちづくりの実現に向け、教育に係る3つの視点に加え、全ての市民が子育てに希望が持てる環境づくりとその子どもたちが健やかに成長できる教育環境の充実を進めてまいります。

まず、子育てに希望が持てる環境づくりでは、健康づくり推進室と子育て支援室の連携・

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

協働を強化し、「（仮称）和泉市こどもまんなかセンター（こども家庭センター）」として全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を行います。

さらに、待機児童の解消及び質の高い保育を提供するため、保育士就職支援補助金の拡充など民間保育所等における保育人材の確保に取り組むほか、保育体制強化を図るため、保育支援者や園外活動時の見守り等支援員の配置に要する費用の一部を補助します。

次に、子どもたちが健やかに成長できる教育環境の充実として、（仮称）槇尾学園について新校舎完成後、槇尾中学校在校生の利用を開始するとともに、令和7年4月開校に向けて既存校舎の除却、グラウンド整備、一人一台学習用端末で蔵書検索等ができる図書システムの導入、いずもくを使用した児童生徒用機の購入を行うほか、特認校ならではの特色ある教育の取組み等、開校に向けた準備を行うこととし、特認生や遠距離通学となる地元児童を対象とした通学バス事業者、英語を対象とした有償の放課後課外学習支援（アフタースクール）実施事業者、留守家庭児童会運営事業者の選定を行います。また、令和9年4月開校をめざす（仮称）富秋学園については、新校舎整備に係る設計に取り組むとともに、特別教室棟等の一部校舎の除却工事を行います。

その他、北西部地域において令和8年4月開園をめざす医療的ケア機能を備えた認定こども園運営事業者に対して整備費用の一部を補助するほか、国府幼稚園と和泉保育園を統合し令和9年4月開園をめざす公立認定こども園の整備に係る設計に着手します。

【3. にぎわいがあふれ活力のあるまちづくり】

にぎわいがあふれ活力のあるまちづくりの実現にあたっては、活動の場づくりと誰もが参加・活躍できる環境づくりも大切な視点です。

まず、活動の場づくりの視点としては、信太山丘陵里山自然公園西側エリアを令和6年8月に一部開園し、東側エリアの整備を継続するほか、誰もが身近にスポーツを行える環境の充実として、（仮称）北部総合スポーツセンター基本構想の策定に取り組みます。

また、富秋中学校区等まちづくり構想に基づく取組みとして、人権文化センター市民文化ホールの除却を進めながら、市営住宅、市営店舗等及び（仮称）多世代交流拠点施設の集約建替えなどについて、設計・工事を一体的に行う（デザイン・ビルド方式）事業者を選定し、事業推進を図ります。

和泉中央線について、慢性的な交通渋滞の解消に向けた交差点改良に係る設計に取り組むほか、自転車が安全で快適に通行できる利用環境を創出するため、広域的な自転車ネットワークを考慮した自転車活用推進計画の策定に着手します。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

さらに、高齢者の様々な活動を行う拠点として、国府老人集会所の建設を行うほか、はつが野四丁目から六丁目における新たな老人集会所の建設に向けた設計に取り組みます。

次に、誰もが参加・活躍できる環境づくりの視点から、修学及び就業を希望する重度障がい者に対して必要な身体介助等を行うヘルパー派遣等を助成する制度の新設や、市内の飲食店等のバリアフリー化などにかかる経費を補助することにより障がい者の社会参加を促進するほか、障がい福祉課窓口には、会話をモニター表示する音声認識システムを導入します。その他、特定健診時に心不全のリスク検査を追加することにより健康寿命の延伸及び医療費の抑制を図ります。

《令和6年度に取り組む主要な事業》

次に、令和6年度に取り組むその他の主要な事業について、新たな事業や拡充した事業を中心に、「第5次和泉市総合計画」の体系に沿って、順次ご説明いたします。

1. 定住の促進

（「結婚・出産・子育て」に夢や希望が持てる環境づくり）

○こども施策の基本方針や具体的な施策等を定める「（仮称）こども計画」を策定します。

○認可外保育施設を利用する世帯の負担軽減を図るため、対象世帯の利用料の一部を補助します。

○保育環境の改善を図ることを目的として民間保育所等の大規模修繕に要する費用の一部を補助します。

（社会に貢献できる人材輩出に向けた教育環境の充実）

○教育環境の充実を図るため、小・中学校の特別教室や給食室に空調を整備するほか、校舎の大規模改修について、いぶき野小学校の改修工事及び国府小学校の設計に取り組みます。

○依然として続く物価高騰の影響により、学校給食費として必要となる令和6年度の増額分について補助を行い、学校給食の質の維持、保護者の負担軽減を図ります。

○学校給食環境の充実を図るため、児童生徒が利用する給食食器の計画的な更新に取り組みます。

○友好・姉妹都市提携30周年を迎えた友好都市の南通市に公式訪問団を派遣するほか、姉妹都市のブルーミントン市から交換学生を受け入れ友好親善を深めます。

○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事後交流型ホストタウンのセネガル共和国を訪問し、スポーツを通じた相互交流を図ります。

（一人ひとりが輝くための生きがいづくり支援）

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○青少年の家の活性化を目的に令和8年度のリニューアルオープンをめざし引き続き設計等に取り組みます。

○久保惣記念美術館において貝合や碁盤など伝統的な玩具をテーマに工芸と絵画を展示する特別展「(仮称)遊びのすがた」を開催します。

○久保惣記念美術館開館50周年を見据え、運営ビジョンの策定に取り組むほか、茶室耐震補強工事(I期)を完了します。

○令和8年度一部リニューアルオープンをめざす(仮称)池上プレイステージについて、多目的広場整備工事を行います。

○いずみの国歴史館にて「文書館」機能拡充工事を実施し、古文書・歴史公文書を広く公開することにより郷土愛を育みます。

○和泉シティプラザの利用促進を図るため、NHKの公開収録番組の招致を行うとともに、大阪・関西万博の開催を記念した「(仮称)事業者対抗のど自慢大会」について、開催に係る経費の一部を補助します。

(健康寿命の延伸をめざした健康づくりの推進)

○「健康都市いずみ」の実現をめざし、健康づくり施策を推進する「第4次健康都市いずみ21計画」を策定します。

○健全な食生活を通じ、生涯にわたって健康で生き生きと豊かに暮らすため、食育施策を推進する「第4次和泉市食育推進計画」を策定します。

(外出機会を創出するうるおいのある都市基盤の整備)

○北信太駅周辺の都市基盤整備を推進するため、引き続き事業用地の取得やエレベーター設置を含めた自由通路の整備を行います。

○和泉中央駅鉄道利用者の安全確保を目的に、引き続き鉄道事業者と連携した落下防止用ホームドアの設置に取り組みます。

○松尾寺公園整備について、これまでの南西エリアの園路整備を行うほか、東側エリアの用地取得、基本計画の策定に着手します。

○松尾山農道市道化について、雨水排水対策に必要となる用地購入や道路側溝改修工事等の安全対策を行うとともに、市道納花谷山線について、道路ネットワーク路線としての活用に向けた検討を行います。

○市が管理する河川について、予防保全型の維持管理を実施するため計画的に河川巡視点検を実施します。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○街路樹について、管理本数の増加や大木化等を踏まえ、剪定範囲を拡大するとともに、現況調査を行い、適切な維持管理に取り組みます。

(環境に配慮した快適なライフスタイルの確立)

○「和泉市公用車ゼロエミッション車（ZEV）導入プラン」に基づく公用車の計画的購入を行うことにより、脱炭素化及び省エネ活動を推進します。

○エネルギー価格高騰による生活支援及び温室効果ガスの排出量削減を目的に、一定基準の省エネ性能を満たすエアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫への買替えに対して1万円から3万円を補助します。

2. にぎわいの促進

(新旧の魅力が融合する観光の振興)

○来訪促進、交流人口拡大を目的に観光ポータルサイト「SATOMACHIIZUMI(さとまちいずみ)」をリニューアルするほか、市内観光スポットを題材にしたPR動画コンテンツの開催や土産品ガイドブックの作成に取り組みます。

○令和7年4月に開催される大阪・関西万博について、大阪府による無料招待に加え、次世代を担う子どもたちの人材育成を目的に、市独自の入場料支援を行うほか、市内外で開催されるイベントへの出展や情報発信を積極的に行うことにより本市のPRとともに機運醸成に取り組みます。

3. 安全・安心の促進

(住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくり)

○質の高い医療の提供を目的に和泉市立総合医療センターにおける「遠隔操作型内視鏡下手術システム(ダヴィンチ)」を増設します。

○障がい者雇用の促進を目的とした市内企業等の現状、課題を把握するニーズ調査を実施します。

○市内4か所に設置されている地域包括支援センターの専門職を増員し、地域での介護予防に係る取組みの推進、また認知症と思われる高齢者やその家族への支援に対する取組みの強化、高齢者虐待などの緊急対応の拡充に取り組みます。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、権利擁護推進の要となる中核機関を設置するとともに、市民後見人の養成に取り組みます。

(災害に備える仕組みづくり)

○消防体制の充実を目的に、消防ポンプ自動車、指揮車、人員搬送車の更新、ドローンの

導入を行います。

○災害時に車いす利用者等で配慮が必要な人を福祉避難所へ移送するための福祉車両を購入します。

○水道事業の管理運営に係る組織を見直し、老朽化する水道管の更新を迅速かつ効率的に進めるほか、北部地域の安定的な水道水の供給を行うため、鶴山台配水場の施設更新事業に着手します。

○AEDが設置されている施設、店舗等を登録することにより、市ホームページへの掲載や救急現場に居合わせた人への情報提供を可能とするなど、地域で助け合う救命処置を促進します。

4. 支えあい・協働の促進

(みんなで取り組む連携・協働のまちづくり)

○令和5年度中に策定予定としている「第5次和泉市地域福祉基本・活動計画」に基づき、今後必要とされる地域福祉の取組みを推進し、地域共生社会の実現をめざします。

(多様性を認め合う人権尊重のまちづくり)

○自殺対策について、個別ケースの相談や関係機関等との連携、包括的な支援の強化を目的に相談員を配置します。

○日本語の習得に課題を抱える帰国・渡日した児童生徒や保護者を支援するため、語学指導員の派遣を拡充します。

5. 都市経営の促進

(既存ストックの適正管理の促進)

○保健センターや教育センターなどの行政機能を移転集約する庁舎第1分館（旧市立病院南館）について、令和7年5月の供用開始に向け、引き続き改修等に取り組むほか、保健センター及び庁舎分館・教育センター除却工事に係る設計に取り組みます。

(市民の信頼に答え、都市経営を支える行財政運営)

○歳入のさらなる確保を図るため、「和泉市ふるさと元気寄附事業」を推進し、寄附金の増額に取り組めます。

○DX推進を図るため、スマートフォンの操作が不安や苦手を感じる人を対象としてスマートフォンの利用に関する講習会を実施します。

○旧伯太幼稚園跡地を売却するほか、処分可能な財産は処分し、売却が困難な普通財産については計画的な利活用に取り組めます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○公正な選挙の管理執行のため、投票事務における入場整理券と名簿の照合に係る投票管理システムを拡充します。

《結びに》

以上が、令和6年度市政運営方針でございます。

市長に就任して、早いもので丸15年が経過しようとしています。私の大きな役割の一つが最終的な決断であり、これまでも多くの決断が求められる場面に立ち会わせていただきました。特に思い出深い事業は、病院の指定管理者制度導入と庁舎建設場所の選定です。メリットとデメリットを比較検討しながら決断をするのですが、その時点では何が正解なのか正直なところ、断定はできません。しかし、確かなことは何が正解なのかではなく、その後の取組みによって、選択した答えを最善の選択にすることだと思います。

私の趣味は、読書です。良書との出会いを求めて、図書館や書店に立ち寄ったりします。不思議なことに、ふと手に取った本に、心に響く人生訓や求めていた課題の答えが隠れていたりするのです。もう20年ぐらい前になるのでしょうか、図書館に「原因と結果の法則」という本がありました。著者はイギリスのジェームズ・アレンで、100年以上前に書かれた自己啓発書です。そこには、私たちの人生の現実は、私たちの心の映し出しだと書かれていました。

いよいよ来年2025年に大阪・関西万博が開催されます。55年ぶりに大阪で万博が開催されることに多くの方が胸を弾ませていると思いますが、一方では資材高騰や人手不足のため事業費が膨らむことや開会の延期など開催を不安視する意見も出ています。この大阪・関西万博は、国を挙げての一大プロジェクトであり、大阪そして日本の未来を占う大事業です。関係者全員が力を結束し、各人が自分事として全力で取り組めば、必ず成功できます。歴史的にもたくさん「世界初」を生み出してきた大阪です。そのパワーの源は、失敗を恐れない「やってみなはれ」のチャレンジ精神です。

和泉市においても、教育、子育て、医療、福祉、防災、防犯など、本年も取り組むべき事業が満載です。不安を見て、足踏みするのか。希望を見て、一步を踏み出すのか。もし未来が、私たちの心の映し出しだとするのなら、私は希望を見て一步を踏み出したいと思います。

「卯跳ねて、辰巳天井を突き抜ける和泉市」を実現するため、職員が業務を行う上で常に念頭に置き、意識してもらいたいことをまとめた「和泉フィロソフィー」を先日、職員に配布いたしました。この「和泉フィロソフィー」を心に刻み、職員とともに、本年も「ど真剣」に市政発展に取り組んでまいります。

なにとぞ議員並びに市民皆様の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

○ **石原日出子議長** ありがとうございます。

令和6年度市政運営方針の説明が終わりました。

それでは、先ほど一括上程されました議案の説明を順次願います。

まず、議案第10号から第18号までの予算関連議案の説明を順次願います。

市長公室長。

○ **並木敏昭市長公室長** 市長公室長の並木です。

ただいま御上程いただきました議案第10号「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、6ページを御覧ください。

改正条例第1条は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第3条は、職員に支給する給与の種類を規定するもので、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう改正するものでございます。

次に、改正条例第2条は、和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。7ページを御覧ください。

第6条は、育児休業中の職員が勤勉手当の対象期間内に勤務した期間がある場合に勤勉手当を支給する旨の規定ですが、これまで対象となっていなかった会計年度任用職員を除く規定を削除するものでございます。

第7条は、第6条の改正により字句を修正するものでございます。

次に、改正条例第3条は、和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

8ページを御覧ください。

第2条は、企業職員に対し支給する給与の種類を規定しており、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう改正するものでございます。

第13条は、基準日前1か月以内に退職または死亡した場合の勤勉手当の支給に関し、期末手当と同様の支給要件を追加するものでございます。

次に、改正条例第4条は、和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

改正で、令和6年4月1日施行予定の第26条について改正を行うものでございます。

9ページを御覧ください。

第26条第1項は、会計年度任用職員のうち、勤勉手当の支給対象とならない職員の要件と基準日前1か月以内に退職または死亡した場合の要件を追加し、期末手当と同様の取扱いとなるよう改正するものでございます。

第2項は、勤勉手当の総額の上限を定める規定で、会計年度任用職員を追加するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

第3項は、勤勉手当の基礎額について、期末手当の基礎額を準用する際の読替えの規定で、会計年度任用職員を勤勉手当の対象とすることによる字句を修正するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条から第3条の規定は令和6年4月1日から施行するもので、第4条の規定は公布日から施行するものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書11ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、健康増進計画及び食育推進計画を一体的に策定するため、和泉市食育推進計画検討委員会を和泉市健康増進計画検討委員会に統合するとともに、所定の役割を終えた和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会を廃止するほか、本市が推進すべき施策に関する調査、審議等を行うため、和泉市部活動地域移行計画策定委員会及び和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を設置しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、12ページを御覧ください。

まず、健康増進計画及び食育推進計画に係る調査審議を行うため、和泉市食育推進計画検討委員会を和泉市健康増進計画検討委員会に統合するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

所定の役割を終えたことから、和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会を廃止するものでございます。

次に、部活動地域移行計画の策定に係る調査審議を行うため、和泉市部活動地域移行計画策定委員会を新たに設置するものでございます。

次に、久保惣記念美術館運営ビジョンの策定に係る調査審議を行うため、和泉市久保惣記

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

念美術館運営ビジョン策定委員会を新たに設置するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、いじめ防止対策委員会及びいじめ問題再調査委員会について、活動の実態に応じた報酬額に変更しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、15ページを御覧ください。

日額で報酬を定めているいじめ防止対策委員会の委員長、委員、いじめ問題再調査委員会の委員長及び委員が調査に想定以上の時間を要する場合など、日額により難しい場合として特別な勤務に従事したときに、時間額1万1,000円を支給できる規定を追加するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 石原日出子議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田でございます。

ただいま御上程いただきました議案第13号「和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書16ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、今般、大阪府の府費負担教育職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率の改正に伴い、府費負担教育職員との均衡を図るため、市費負担教育職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率について所要の規定の整備を行うものです。

次に、その内容でございますが、17ページを御覧ください。

和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例第7条において、期末手当の

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

支給率の特例について、100分の68.75を100分の122.5とし、第8条において、勤勉手当の支給率の特例について、100分の48.75を100分の102.5とするものです。

また、給料表について、別表に記載のとおり改正するものです。

最後に、附則でございますが、24ページを御覧ください。

この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第13号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 石原日出子議長 はい、都市デザイン部長。

○ 八木 剛都市デザイン部長 都市デザイン部長の八木です。

ただいま御上程いただきました議案第14号「和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書25ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律及び同法の一部施行に伴う関係政令の施行に伴い、新たな手数料の区分を定めるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、その内容でございます。26ページを御覧ください。

第1条、和泉市手数料条例の一部改正について、26ページから30ページにかけて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び同法施行規則の名称改正に伴い、第2条第17号の9から第17号の15まで、並びに別表第2の7及び第2の20の備考中の法律及び規則の名称を改めるものでございます。

次に、第2条、和泉市建築基準法施行条例の一部改正について、30ページから31ページを御覧ください。

特定主要構造部が建築基準法第2条第9号の2に規定され、耐火性能等の制限の合理化が図られたことから、第26条、第39条第3号及び第48条の2第2項において同様に合理化を図るため、所要の措置を講じようとするものでございます。

32ページを御覧ください。

第48条の3第2項及び第3項において、項ずれ補整など所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、第68条第8項において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の法律名称を改めるものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

33ページを御覧ください。

接道規定及び道路内の建築制限の規定が既存不適格である建築物に大規模修繕、模様替えをする場合において、同規定を引き続き適用しないことを認める認定制度が建築基準法第137条の12第6項及び第7項に設けられたことから、第68条第9項の表に42の項を追加し、認定に係る手数料の額を2万7,000円とするものでございます。

なお、これらの手数料の額は、大阪府及び大阪府内の特定行政庁が一律同様の手数料を定める見込みでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号「和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書34ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、宅地造成等規制法の一部を改正する法律が施行され、盛土規制法と言われる宅地造成及び特定盛土等規制法に法律名称が変更され、同法第10条第1項に基づく宅地造成等工事規制区域が令和6年4月1日に指定されることにより、同法の運用が開始されます。このことから、これに伴う新たな手数料の区分を定めるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、その内容でございます。35ページを御覧ください。

第2条第1項第15号の2から第15号の5までの法律、規則の名称の改正及び条ずれを補整するとともに、第15号の4において、盛土規制法に中間検査の項目が設けられたことから新たに手数料の額を定めるものでございます。

36ページを御覧ください。

租税特別措置法施行令の改正に伴い一部の事務が廃止されたことから、第2条第1項、第16条の2を削除し、同項第16号の3、第16号の4を繰り上げるものでございます。

36ページから46ページにかけて、盛土規制法の運用に伴い別表第1の3の法律及び規則の名称を改めるとともに、別表第1の3、1の項の許可の申請及び2の項の変更許可の申請のそれぞれの区分において、宅地造成及び特定盛土等と土石の堆積を追加し、別表第1の3、3の項において、中間検査の手数料を土地面積で区分し、新たに手数料の額を定めるものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、これらの手数料の額は、大阪府と同様の手数料を定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございますが、経過措置として、この条例の施行の際に、現に許可を受けた者に対する変更期間の申請に係る手数料等については、従前の例によるものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○

- **石原日出子議長** 予算関連議案の説明の途中でありますが、お昼のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時57分休憩)

○

(午後1時00分再開)

- **石原日出子議長** 午前に引き続き、会議を開きます。
議案第16号の予算関連議案の説明からお願いいたします。
消防長。

- **岡田辰雄消防長** 消防長の岡田です。

ただいま御上程いただきました議案第16号「和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書47ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、国におきまして地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所設置の許可申請及び高圧ガス製造の許可申請に対する審査に係る手数料の額に関する規定の整備を行うものでございます。

次に、その内容でございますが、48ページからの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

和泉市手数料条例別表第3の設置許可手数料で、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のものにつきましては118万円から145万円に改め、以下、危険物貯蔵最大数量ごとに裏に掲げる規定を同表のさらに掲げる規定に下線で示すように改めるものでございます。

次に、49ページから50ページを御覧ください。

別表第10、高圧ガス保安法関係手数料につきましては、液化石油ガスの保安の確保及び取

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

引の適正化に関する法律の許可を受けたものについて、高圧ガス保安法の手数料の額を6,000円とするものでございます。

最後に、51ページの附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございますが、経過措置といたしまして、この条例の施行日の前の申請に係る手数料につきましては、従前の例によるものでございます。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りたくお願い申し上げます。

以上です。

○ 石原日出子議長 市民生活部長。

○ 立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

ただいま御上程いただきました議案第17号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書52ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、令和6年度から府内統一基準の国民健康保険料とするため、賦課限度額を改めるとともに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、退職被保険者等に関する規定を改正するほか、所要の規定の整備を行おうとするものです。

次に、その内容でございますが、53ページを御覧ください。

まず、第1条での改正内容でございますが、第13条から61ページ、第17条の5の2までは、退職者医療制度の経過措置終了に伴い、一般被保険者と退職被保険者の区分がなくなったことから、退職被保険者等に関する規定を改めるほか、国民健康保険法の一部改正に伴い、法附則の条ずれの整備を行うものでございます。

次に、61ページ、第17条の6は、基礎賦課限度額を府内統一基準とするため、現行63万円を各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額に改めるとともに、退職被保険者等に関する規定の整備を行おうとするものです。

次に、62ページ、第17条の6の2から65ページ、第17条の6の9までは、退職被保険者等に関する規定の整備並びに法附則の条ずれの整備を行うものでございます。

次に、65ページ、第17条の6の10は、後期高齢者支援金等賦課限度額を府内統一基準とするため、現行19万円を各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日に

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額に改めるものです。

次に、66ページ、第17条の7は、国民健康保険法の一部改正に伴う法附則の条ずれの整備を行うものです。

次に、67ページ、第17条の12は、介護納付金賦課限度額を府内統一基準とするため、現行17万円を各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額に改めるものです。

次に、第20条から74ページ、第21条の4までは、退職被保険者等に関する規定を削除するものでございます。

続きまして、74ページ、第2条の改正内容でございますが、第20条は賦課期日後において納付義務の発生等があった場合における出産被保険者に係る国民健康保険料の減額等に関する内容を明確化するため、規定を追加するものです。

次に、76ページ、第21条の4は、出産被保険者の保険料減額について、介護納付金賦課額の減額を介護納付金賦課被保険者に限定するよう改めるものです。

最後に、78ページの附則でございますが、第1項は施行期日としまして、この条例の第1条は令和6年4月1日から施行し、第2条は公布の日から施行するものです。

また、第2項は保険料の経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 石原日出子議長 はい、福祉部長。

○ 西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

ただいま御上程いただきました議案第18号「和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書79ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、介護保険法第129条第2項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定めるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、その内容につきまして、議案書80ページから84ページを御覧ください。

第6条第1項の保険料率の改正でございますが、これまで介護保険法施行令第39条の規定

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

に基づき、市独自基準として14段階の区分設定としておりましたが、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から国の標準段階が9段階から13段階に見直されたことに伴い、本市基準につきましても、施行令第38条の規定に基づく国基準の13段階を採用し、それぞれの区分に応じた額に改正を行うものでございます。

次に、同条第2項から第4項につきましては、低所得者の公費軽減割合及び基準額変更により改正するものです。

次に、85ページを御覧ください。

第8条第3項につきましては、介護保険法施行令第39条の規定に基づき、市独自基準としていた保険料率を施行令第38条の国基準を採用したために改正するものでございます。

次に、85ページ下段から86ページの第9条につきましては、本条例改正に伴い必要となる文言の説明でございます。

最後に、附則ですが、議案書86ページ下段から87ページを御覧ください。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置ですが、改正後の保険料につきましては、令和6年度から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものと規定するものでございます。

以上、議案第18号「和泉市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ **石原日出子議長** 続いて、予算説明に入ります。

一般会計、特別会計、企業会計の順に説明願います。

総務部長。

○ **前田正和総務部長** 総務部長の前田です。

御上程いただきました議案第1号「令和6年度和泉市一般会計予算」から議案第5号「令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算」までにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

令和6年度の予算編成に当たりましては、先ほど市長が表明いたしました市政運営方針に基づき編成を行ったものでございます。

予算書の4ページを御覧ください。

一般会計予算からでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第1条は、歳入歳出予算の総額を816億円と定めるものでございます。

第2条は、継続費でございまして、内容は10ページ、「第2表 継続費」のとおりでございます。

第3条は、債務負担行為でございまして、内容は11ページ、「第3表 債務負担行為」のとおりでございます。

第4条は、地方債でございまして、内容は14ページ、「第4表 地方債」のとおりでございます。

第5条は、一時借入金の最高額を70億円と定めるものでございます。

第6条は、歳出予算での各項の経費の流用について定めるものでございます。

続きまして、「第1表 歳入歳出予算」に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

まず、議会費は4億933万4,000円で、市議会運営経費や広報広聴経費などを計上いたしました。

次に、総務費は109億9,983万6,000円で、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費などに加えまして、庁舎第1分館整備費や定額減税調整給付に係る経費などを計上いたしました。

次に、民生費は379億9,226万7,000円で、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などに加えまして、保育士就職支援補助金など待機児童解消を図る経費や公立認定こども園整備に係る経費などを計上いたしました。

次に、衛生費は58億332万5,000円で、各種がん検診や予防接種などの予防衛生費、病院事業会計補助金、泉北環境整備施設組合分担金などに加えまして、心疾患予防のための心不全のリスク検査に係る経費などを計上いたしました。

次に、農林水産業費は3億3,075万6,000円で、農業振興経費や地産地消・食農推進経費などに加えまして、松尾山農道改修工事費などを計上いたしました。

次に、商工費は3億397万2,000円で、商工振興費、雇用対策費などに加えまして、大阪・関西万博への子どもの入場料支援に係る経費などを計上いたしました。

次に、土木費は49億4,990万7,000円で、道路、公園、河川、市営住宅などの経費や公共下水道事業会計補助金などに加えまして、北信太駅前整備費や富秋中学校区等まちづくり事業の推進に係る経費、和泉中央線の渋滞対策に係る経費などを計上いたしました。

次に、消防費は35億3,065万6,000円で、消防、救急、火災予防経費や消防団経費などに加えまして、新消防本部整備費などを計上いたしました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

9 ページを御覧ください。

教育費は90億9,316万円で、義務教育関連では、小学校、中学校、幼稚園に係る経費に加えまして、（仮称）槇尾学園整備費や開校準備経費、また、（仮称）富秋学園整備費のほか、中学校少人数学級編制に係る経費などを計上し、また、社会教育関連では、生涯学習、青少年教育、文化財、図書館、保健体育費などに加えまして、（仮称）北部総合スポーツセンター基本構想策定に係る経費などを計上いたしました。

次に、災害復旧費は4,000円を計上し、公債費は57億3,424万8,000円で、元利償還金及び一時借入金利子を計上いたしました。

次に、諸支出金は23億5,253万5,000円で、災害援護資金貸付金やふるさと元気基金など各基金への積立金を計上いたしました。

次に、予備費では、不測の経費に充当するため1億円を計上いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、5 ページを御覧ください。

まず、市税では、239億9,230万7,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、市民税では納税義務者や税額単価の増があるものの、国の定額減税に伴い4億4,268万9,000円の減を見込んでいます。固定資産税では、8,896万6,000円の増収を見込んでおり、市税総額では、前年度と比較し2億3,154万3,000円の減収を見込んでいます。

次に、地方譲与税3億6,238万1,000円、利子割交付金2,000万円、配当割交付金2億2,000万円、株式等譲渡所得割交付金2億3,000万円、法人事業税交付金3億6,000万円、地方消費税交付金42億円、ゴルフ場利用税交付金3,800万円、環境性能割交付金9,600万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億1,549万9,000円、次に、地方特例交付金は10億8,069万8,000円で、定額減税、減収補填分としての8億3,881万5,000円を含んでいます。

6 ページを御覧ください。

地方交付税100億円、交通安全対策特別交付金2,505万4,000円、分担金及び負担金2億4,354万8,000円、使用料及び手数料11億5,028万5,000円、国庫支出金199億9,198万円、府支出金64億688万9,000円、財産収入12億2,944万6,000円、寄附金はふるさと元気寄附金12億100万円、繰入金は、公共用地先行取得事業特別会計や財政調整基金などからの繰入金として46億5,765万9,000円、諸収入は5億5,995万4,000円、7 ページを御覧ください。市債は53億1,930万円をそれぞれ計上いたしました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上で歳入歳出予算総額816億円となるものでございます。

詳細につきましては、35ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

続きまして、15ページ、議案第2号「令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」でございます。

本会計は、国民健康保険加入者の医療を保障し、健康の保持増進、疾病予防に寄与することを目的としております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を197億8,879万8,000円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。内容は18ページ、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を40億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算での各項の経費の流用について定めるものでございます。

続きまして、17ページ、「第1表 歳入歳出予算」の歳出予算から御説明申し上げます。

まず、総務費は2億4,909万円で、総務管理費、徴収費、運営協議会費などを計上いたしました。

保険給付費は138億1,728万3,000円で、療養諸費、高額療養費などを計上いたしました。

国民健康保険事業費納付金は54億3,234万7,000円で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を計上いたしました。

保健事業費は、特定健康診査に係る経費など2億2,830万8,000円を計上いたしました。

基金積立金は6万円、公債費は60万円、諸支出金は保険料還付金など1,111万円、予備費は5,000万円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、16ページを御覧ください。

国民健康保険料38億8,160万円、一部負担金1,000円、使用料及び手数料148万円、国庫支出金2,362万2,000円、府支出金141億9,100万1,000円、財産収入6万円、繰入金は一般会計及び財政調整基金からの繰入金16億6,427万3,000円、繰越金1,000円、諸収入2,676万円をそれぞれ計上いたしました。

以上で歳入歳出予算総額197億8,879万8,000円となるものでございます。

詳細につきましては、327ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

続きまして、19ページ、議案第3号「令和6年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計」でございます。

本会計は、公共用地の先行取得を行うためのものございまして、本年度は、北信太駅前整備事業用地の先行取得に要する経費及び既に先行取得済みの用地の事業化に伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

第1条は、歳入歳出予算の総額を9億2,209万8,000円と定めるものがございます。

第2条は、地方債でございまして、内容は22ページ、「第2表 地方債」のとおりでございます。

続きまして、21ページ、「第1表 歳入歳出予算」の歳出予算から御説明申し上げます。

公共用地先行取得事業費は2億7,830万円で、北信太駅前整備事業用地購入費などを計上いたしました。

公債費は1億8,195万8,000円で、元利償還金を計上いたしました。

諸支出金は4億6,184万円で、信太山丘陵里山自然公園用地、黒鳥山公園用地及び松尾寺公園用地の売払いに伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、20ページを御覧ください。

財産収入は事業化に伴う土地売払い収入4億6,184万円、繰入金は一般会計繰入金1億8,215万8,000円、市債は2億7,810万円をそれぞれ計上いたしました。

以上で歳入歳出予算総額9億2,209万8,000円となるものがございます。

詳細につきましては、363ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

続きまして、23ページ、議案第4号「令和6年度和泉市介護保険事業特別会計予算」でございます。

本会計は、介護を必要とする65歳以上の高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護サービス及び保健福祉サービスを総合的、効率的に提供することを目的としております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を168億4,675万8,000円と定めるものがございます。

第2条は、債務負担行為でございまして、内容は26ページ、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を12億円と定めるものがございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第4条は、歳出予算での各項の経費の流用について定めるものでございます。

続きまして、25ページ、「第1表 歳入歳出予算」の歳出予算から御説明申し上げます。

まず、総務費は5億2,757万3,000円で、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費などを計上いたしました。

保険給付費は153億7,830万3,000円で、介護サービス給付費、介護予防サービス等給付費などを計上いたしました。

地域支援事業費は8億9,372万3,000円で、介護予防日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業任意事業費を計上いたしました。

基金積立金は10万9,000円、公債費は100万円、諸支出金は1,605万円、予備費は3,000万円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、24ページを御覧ください。

保険料は37億509万4,000円、分担金及び負担金4万5,000円、使用料及び手数料38万1,000円、国庫支出金は介護給付費負担金など36億1,038万6,000円、支払基金交付金43億1,242万4,000円、府支出金24億3,794万6,000円、財産収入10万9,000円、繰入金は一般会計及び介護保険給付準備基金からの繰入金27億7,807万2,000円、繰越金1,000円、諸収入230万円をそれぞれ計上いたしました。

以上で歳入歳出予算総額168億4,675万8,000円となるものでございます。

詳細につきましては、373ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

続きまして、27ページ、議案第5号「令和6年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算」でございます。

本会計は、75歳以上の高齢者と65歳以上で一定の障がいのある方を対象に独立した医療保険制度に資することを目的として設置されたもので、保険料の徴収を行い、徴収した保険料を広域連合へ納付する事務を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を35億1,606万6,000円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございまして、内容は30ページ、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

続きまして、29ページ、「第1表 歳入歳出予算」の歳出予算から御説明申し上げます。

まず、総務費は6,193万1,000円で、総務管理費及び徴収費を計上いたしました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

広域連合納付金は34億5,005万5,000円、諸支出金は308万円、予備費は100万円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、28ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料27億7,978万5,000円、使用料及び手数料15万1,000円、繰入金7億2,310万9,000円、繰越金1,000円、諸収入503万4,000円、国庫支出金798万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で歳入歳出予算総額35億1,606万6,000円となるものでございます。

詳細につきましては、417ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

以上、議案第1号から第5号まで、令和6年度和泉市一般会計予算並びに各特別会計予算についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 石原日出子議長 上下水道部長。

○ 林田勝巳上下水道部長 上下水道部長の林田でございます。

ただいま御上程いただきました議案第6号「令和6年度和泉市水道事業会計予算」から議案第8号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計予算」までにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第6号「令和6年度和泉市水道事業会計予算」からですが、水道事業につきましては、引き続き安全で良質な水道水の安定的な供給、災害に強い水道を実現するため、令和6年度は水道管更新工事計17件を実施することとしており、積極的に管更新に取り組んでまいります。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、第2条は、令和6年度の業務の予定量を定めたもので、給水戸数は8万900戸、年間総給水量は1,762万2,701立方メートル、1日平均給水量は4万8,281立方メートル、主要な建設改良事業として、改良事業10億7,904万9,000円を予定しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は第1款水道事業収益34億2,653万1,000円を、5ページの支出は第1款水道事業費用33億110万1,000円を計上い

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

たしました。その内訳は各項のとおりでございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は第1款資本的収入7億5,114万6,000円を、支出は第1款資本的支出18億9,984万9,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたもので、その内容といたしましては、鶴山台配水場更新設計事業ほか計5事業でございます。

次に、第6条は、起債の目的及び限度額等を定めたものでございます。

7ページの第7条から第11条は、通年のとおり各事項を定めております。

なお、これらの詳細につきましては、次ページ以降に掲載しております予算に関する説明書等及び別冊の水道事業会計予算説明資料を御参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号「令和6年度和泉市公共下水道事業会計予算」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、引き続き計画的な建設改良事業を実施し、国庫補助金等財源の確保に努め、令和6年度は雨污水管布設工事を20件実施するものとしております。今後も下水道普及率の向上及び適切な維持管理に取り組んでまいります。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、第2条は、令和6年度の業務の予定量を定めたもので、水洗化人口は15万2,000人、年間下水道布設延長は2.6キロメートル、年間有収水量は1,592万2,000立方メートル、主要な建設改良事業として、公共下水道整備事業9億3,213万円を予定いたしております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は第1款下水道事業収益41億1,436万7,000円を、次のページの支出は第1款下水道事業費用38億4,866万6,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は第1款資本的収入14億3,606万8,000円を、支出は第1款資本的支出29億4,819万4,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたもので、内容といたしましては、公共下水道施工管理事業をはじめ計3件でございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、第6条は、起債の目的及び限度額等を定めたものでございます。

7ページの第7条から第11条は、通年のおりの各事項を定めております。

なお、これらの詳細につきましては、次ページ以降に掲載しております予算に関する説明書等及び別冊の公共下水道事業会計予算説明資料を御参照いただきますようお願い申し上げます。

最後に、議案第8号「令和6年度和泉市公共浄化槽事業会計予算」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

公共浄化槽事業会計予算書4ページをお願いいたします。

まず、第2条は、令和6年度の業務の予定量を定めたもので、水洗化人口は370人、年間公共浄化槽設置基数は3基、主要な建設改良事業として、公共浄化槽整備事業719万2,000円を予定しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入の第1款浄化槽事業収益と次の5ページ、支出の第1款浄化槽事業費用では、同額の3,466万5,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入の第1款資本的収入と支出の第1款資本的支出では、同額の881万2,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたもので、内容といたしましては、水洗便所改造資金融資に対する損失補償でございます。

次に、第6条は、起債の目的及び限度額等を定めたものでございます。

次に、第7条から7ページの第10条は、通年のおりの各事項を定めております。

なお、これらの詳細につきましては、次ページ以降に掲載しております予算に関する説明書、また別冊の公共浄化槽事業会計予算説明資料を御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第6号から議案第8号までの説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 石原日出子議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

ただいま御上程いただきました議案第9号「令和6年度和泉市病院事業会計予算」につき

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まして、その概要を御説明申し上げます。

別冊病院事業会計予算書でございます。

4ページをお願いいたします。

まず、第2条は、令和6年度の業務の予定量を定めたもので、病床数は307床、主要な建設改良事業として機械備品購入費4億2,000万円を予定しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入では第1款病院事業収益7億1,725万3,000円を計上し、各項については記載のとおりでございます。

支出では第1款病院事業費用10億9,234万5,000円を計上し、各項については記載のとおりでございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入では第1款資本的収入13億1,611万9,000円を計上し、各項については記載のとおりでございます。

支出では第1款資本的支出13億4,053万4,000円を計上し、各項については記載のとおりでございます。

続きまして、5ページでございます。

第5条は企業債の目的、限度額等を定め、第6条は一時借入金の限度額を、第7条は各経費の流用の規定を、第8条は一般会計から受ける補助金額を定めたものでございます。

なお、これらの詳細につきましては、6ページ以降に予算に関する説明書を、21ページ以降に予算参考資料を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、議案第9号「令和6年度和泉市病院事業会計予算」の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ **石原日出子議長** 以上で、諸議案の提案理由の説明が終わりました。

これより大綱質疑に入ります。

なお、写真撮影の申出がありました議員には、これを許可いたします。

それでは、通告書が提出されておりますので、順次発言を許可いたします。

まず最初に、21番・谷上 昇議員。

(21番・谷上 昇議員登壇)

○ **21番 谷上 昇議員** 議席番号21番・市民未来の会、谷上 昇です。

会派代表者として令和6年度市政運営方針につき質問いたします。

最初に、令和6年能登半島地震によりお亡くなりなられた方々の御冥福を心からお祈りす

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

るとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

災害大国日本において防災に関する観点は、行政を運営する上で様々な分野の根幹に置き続けなければならない問題であります。一たび災害が発生してしまうと当たり前のことが当たり前ではなくなります。今回の地震では、救助や支援助物資などの輸送において被災地までの陸海空全てのルートが分断され、困難を極めていると情報が入っています。避難所に関しても、定員や運営する職員不足、プライバシーや女性避難者への配慮、授乳スペースに関する問題など、数え切れないほどの問題が噴出しております。

しかし、考えていただきたいのは、過去に阪神・淡路大震災や東日本大震災を経験した我々はその問題を認識していたはずであります。和泉市の防災へ生かすことを考え、震災の情報を集めていますが、現地で見えてくるのは何よりもまず自助と共助の必要性についてであります。まず市民一人一人が危機感を持ち、情報を集め、災害に対する理解が必要不可欠であると感じます。地域の防災訓練に参加した際にも感じることは、もし災害が起こっても行政が何とかしてくれるだろうという市民意識が世間一般であるようにも思います。

令和6年度市政運営方針において、自助・共助・公助のバランスを図りながら地域防災力の向上に努めるとあります。市が考える地域防災力、そしてその向上に向け、具体的な方策をお示しく下さい。

人事給与制度改革の集大成として昨年取り組んだ職員給与条例の改正、官僚などの国家の政策決定に大きな影響力を持つ国家公務員と同じく、市職員の優秀な人材の確保・育成は和泉市にとって喫緊の課題であると考えます。

能登半島地震において深刻な事態に陥っている道路、水道などのインフラ復旧、中でも水道は広範囲で長期に断水が続き、現地では一刻も早い復旧が望まれています。今回大きな被害が出た理由として挙げられているのが、老朽化が進む水道管の耐震化が進んでいなかったこと、そして従事する職員の不足などが挙げられています。インフラにおいて今回のような大規模な地震が一旦起こると壊れるものは壊れるということを理解し、危機管理体制を考えるべきではありますが、耐震化を進めることにより被害が少なくなることは間違いないことでもあります。しかし、従事する技術職員が少なければ危機管理体制を持った組織を構築するのは困難であります。

この問題の解決策の一つとして広域連携を進めることが考えられるところではありますが、昨年、和泉市は議会において大阪府広域水道企業団との統合を否決するという判断に至りました。市が提示する統合が必要な理由の一つとして、技術職員不足による耐震管への更新が

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

問題として挙げられていましたが、広域化の可能性が直近でなくなった今、市独自に進めていく必要があると考えます。技術職員の人材確保が早急に必要であると考えますが、現実には厳しいという声が聞こえてきます。技術職員を含め、これからの和泉市を担う市の財産である職員の確保について解決策をお示してください。

重点的な取組、その中でも教育について質問いたします。

教育改革について、令和6年度は3つの視点に基づく取組を行うとあります。生きる力を育む教育では、市独自政策として中学校での35人編制を順次拡充するとあります。2021年の法改正により、小学校の全ての学年で一クラスの定員上限が35人となる35人学級の導入が令和3年度より段階的に行われています。それに加え、市独自政策として中学校まで拡充することですが、少人数学級の有効性については様々な議論があり、学級規模が学力に与える影響について、既に多くの研究によるデータが蓄積されています。特に最新のデータを使った研究ほど学級規模の縮小の効果はないか、あっても小さいことを示している研究が多く見られます。もちろん学力のみで成果を図るべきではないという指摘もあろうかと思えます。現在、35人学級の効果に係る政策研究が行われているということではありますが、先行して中学校まで導入する理由とその効果をお示してください。

また、先ほどの人材確保と関係いたしますが、全国的に教員の成り手不足が問題になり、都道府県教育委員会などが実施した令和5年度教員採用試験における小学校教員の競争率は全国平均で過去最低の2.3倍であり、中学・高校教員などを含めた競争率は3.4倍で、いずれも前年を下回っているということでもあります。

文部科学省が行った実態調査では、2,000人ほどの教員が足りない現状が明らかになり、教員不足の原因として真っ先に挙げられるのは35人学級です。厳しい財政事情の中で少人数学級を進めようとする、非正規雇用を増やして対応しようとする可能性があります。もちろんのこと優れた講師の方もたくさんいるわけですが、不安定な雇用の中、中長期的な育成が進みにくかったり、責任のある校内の仕事を担いにくかったりする部分が出てきます。既に国の標準を超え、独自に少人数学級を進めているところではありますが、必要な教員の大部分を非正規雇用で賄っているところもあると聞いています。和泉市における35人学級への教員の配置状況と人材確保の考え方についてお示してください。

夢を実現する力を育む教育では、不登校児童・生徒などいじめや虐待事案に対応するためにスクールロイヤーを新たに配置し、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置の拡充を進めるとあります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

令和4年度を対象に文部科学省が行った調査では、小・中学校における不登校児童・生徒数は29万9,048人、前年度から5万4,108人、22.1%も増加し、10年連続で増加、過去最多となったとあります。小・中学校のいじめの認知件数は66万3,348件で、前年度から6万4,849件、10.8%の増加、暴力行為の発生件数も過去最多、小学生が自殺した児童・生徒数は令和3年と比べ2倍以上、どの調査結果を見ても驚きを隠せません。

令和4年度の教育委員会点検・評価報告書では、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置時間数の拡充や専門家を活用した組織的なチーム対応の体制づくりが進んでいるとされ、これまでも拡充で取り組んではきています。しかし、先ほど示した全国の調査結果では、子どもたちを取り巻く環境は危機的な状況だと感じます。

この2つの専門職の配置に関して、拡充してきた事業の効果を含め、この専門職を最大限生かすための取組、そして新たな専門職としてスクールロイヤーを導入するということが、その目的や担う範囲をお示しく下さい。

また、教育と福祉の連携について、子どもへの虐待や貧困などの様々なニュースを見ていて感じるのは、全くそれまでに問題がない状態から急に起こるということではなく、過去に行政機関などが問題として捉えているケースが事件などにつながるものがほとんどであると感じられます。

子どもに関わる全ての関係機関は責任関係を明確化し、情報を一元化、共有し、迅速に行動できるシステムづくりが必要であると考えるところではありますが、教育と福祉の連携はその一歩になるのではないかと考えています。市が考える教育と福祉の連携、また、学校教育室に社会福祉士を配置する目的をお示しく下さい。

社会に貢献する力を育む教育では、郷土愛を育む目的で和泉市郷土史読本を配布するとあります。郷土愛を育み、将来的な定住の促進を図るということだけではなく、郷土を通じて2600年以上も続く日本の歴史を学ぶことは、自己肯定感を育む教育として大切なことであります。書籍を配布するだけではなく、和泉市の史跡を巡り、郷土史を掘り下げていく授業を充実させることが必要であると考えますが、この教育に対する市の考えをお示しく下さい。

また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を全中学校区に配置するとあります。和泉市において先行し、設置されている南松尾はつが野学園での状況や子どもたちに与えるメリット、そして和泉市全域へ拡大するとありますので、組織での保護者や地域の役割、現在のPTAとの違いなどをお示しく下さい。

ここまで教育、教育、教育と令和6年度に向かう市長の教育に対しての意気込みがうかが

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

える重点的な取組に対して質問してきましたが、先ほども申し上げたとおり、子どもたちを取り巻く問題が歯止めなく増加し続けています。現代の社会風潮などにより偏差値で並べられるような我々が受けてきた規定の教育のシステム根本を考え直す必要性を感じており、子どもたち一人一人の個性を大切に、より精神や心を育てる教育が必要であると考えています。

最後に、市制施行100周年を迎える和泉市の礎を築き、我が市を支えていく子どもたちの教育に関して市長の思いをお示しください。よろしく願いいたします。

○ **石原日出子議長** それでは、市長より答弁願います。

市長。

○ **辻 宏康市長** 谷上議員の大綱質疑に対しまして、辻より御答弁申し上げます。

まず、地域防災力の向上について御質問がありました。

本市の取組について、まず自助についてですが、市民一人一人が自分の命は自分で守ることを基本とし、災害予防対策として災害時の適切な行動を身につけていただくために、防災ガイドマップの全戸配布や出前講座などを行っています。

次に、共助としては、令和5年度から令和9年度の5か年計画で各中学校区において町会・自治会の協力を得まして地域避難計画とタイムラインの策定を実施するとともに、地域のコミュニティ活動を通じて自主防災組織の設立や地域での防災訓練などを行い、市民一人一人の防災意識の向上を図っております。

そして公助としましては、本市から適切な情報提供や災害対策の施策を実施すること、また、災害時協定に基づいた他市町村や企業からの支援を着実に受援できるよう各種訓練を行い、市全体でより安全かつ強固な社会を築くことをめざしています。

次に、技術職を中心とした職員の確保についてでございます。

まず、技術職につきましては、これまでもインターンシップや大学訪問など採用PRに取り組んできたほか、早期募集や追加募集の実施、受験者負担の軽減、受験資格の条件緩和などを実施してきました。しかしながら、近年は十分な人数を確保できないため、受験資格の拡大に加え、採用試験実施時期の前倒しや初任給日本一の周知、社会人採用を強化するための制度構築などにより、技術職員の確保に向けた取組を強化してまいります。

技術職以外の職員につきましては、採用試験の受験者数は一定確保できている状況です。引き続き様々な手法により本市のPRに努めるとともに、より優秀な人材獲得のため、面接等の選考方法について研究・検討を進めてまいります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、35人学級についてですが、学習環境をより充実させ、生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備し、生徒の学力向上及び生徒指導の充実を図るため、35人学級編制を中学校まで導入します。その効果としては、基礎的、基本的な学習内容の定着及び個別最適な学びや協働的な学びの実現、子どもたちの成長や発達を支える生徒指導の充実が挙げられます。

次に、教員の確保についてですが、令和5年度は国制度により小学校1年生から4年生まで35人学級編制としており、年度当初に35人学級編制に係る全学級に正規及び非正規の職員を配置したところです。

また、令和6年度当初から中学校1年生において、市の独自施策として任期付市費教育職員を配置するものです。

次に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの配置についてですが、本市としては、拡充してきたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校の教員が協働することで、要因が複雑に絡み合った案件に対応できる体制を構築しています。この成果を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのさらなる拡充により教育相談体制や福祉関係機関等との連携体制をさらに充実させ、法的根拠に基づいた助言を行うスクールロイヤーを新たにチーム学校の一員として配置することで、学校と専門家の連携・協働体制をさらに充実させ、子どもの最善の利益を守ってまいります。

次に、教育と福祉の連携についてですが、教育と福祉が連携することで乳幼児期から18歳まで切れ目のない支援をめざして子ども支援と家庭支援の連携体制を構築し、教育委員会と福祉部局、関係機関、関係者の間で支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図ってまいります。また、これらの立案やコーディネートなど連携体制をより一層強化するため、併任の社会福祉士を学校教育室に配置するものです。

次に、郷土史教育についてですが、各学校では地域めぐりや地域での体験学習等を含めた和泉市に関する学習を総合的なカリキュラムとして体系的に整備し、いずみ学として授業を実施しています。その中で郷土史読本を活用して子どもたちが郷土和泉を誇りに思い、愛する心を持てるよう社会科の歴史の学習をはじめ、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育活動における様々な場面での活用を進めております。

次に、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）についてですが、南松尾はつが野学園において学校と地域が一体的に学習活動等を行い、子どもにとって地域に対する安心感を醸成することにより、地域で子どもを育むコミュニティーづくりが進んでいます。学校運営協

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議会では、構成する保護者、地域住民等が学校運営や支援について意見し、熟議を通してよりよい学校運営の具体化を図ります。これはPTAと異なり、保護者、地域の方々が学校と目標やビジョンを共有するとともに一定の権限を持ち、主体的に参画していただくことでそのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組むためのものとなっております。

最後に、これからの和泉市の教育についての私の思いでございますが、子どもたちは本市だけではなく、日本、人類の宝です。教育を通じて社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい社会をつくるという目標を持つことや市制施行100周年を迎える和泉市の礎を築く子どもたちが自分の人生を切り開いていくために求められる資質・能力を育むことに重点を置き、今後取り組んでまいります。

以上でございます。

○ 石原日出子議長 谷上議員。

○ 21番 谷上 昇議員 市長、ありがとうございました。

今後、日本では南海トラフや首都直下型地震など、大きな災害が起こることが予測されています。便利になった世の中では、地域によってふだんから隣近所と関わるのが少なくあるいは全くないという人もいるのだと思います。自分が地域社会の一員であると実感し、近隣住民と協働で問題解決する場面に遭遇する可能性を想像できる人はそう多くないのかもしれない。

しかし、一たび災害が起これば都市か地方かは関係なく、誰もが一住民として近隣、地域コミュニティとの運命共同体の一員となります。そのように考えると今暮らす地域を自分のまちとして捉えられるということが自ら、そして家族の命を守るため、地域で支え合い、助け合うという考えにつながります。地域を知り、一人一人が考え、行動できるかということをも市民が自覚する必要がある、それが地域防災力の向上であると考えますので、行政からの積極的な仕掛けを期待しています。

今回の市政運営方針で重点的な取組である教育、子どもたちの教育問題を含め、子育て世代への投資は全てにつながる大切な施策であり、結果、この社会の様々な問題を解決するための原点であります。

教育に関し様々な質問をいたしました。例えば社会に貢献する力を育む教育は、地域社会の一員としての自覚や今暮らす地域を自分のまちとして捉えるという観点で地域防災力の向上へとつながります。

先ほども申し上げたとおり、子どもたちを取り巻く環境は危機的な状況にあります。この状況をつくってきたのも、そしてこの状況を何とかできるのも我々大人しかいないのです。理事者の皆様、我々は議員という立場であります。立場は違ってもめざすところは同じであると考えています。共に和泉市の子どもたちを守ろうではありませんか。子どもの教育に関する問題は、喫緊の課題として市民未来の会一同取り組んでいきますのでお願いいたします。

以上、私の大綱質疑を終えます。ありがとうございました。

○ 石原日出子議長 次に、6番・森 久往議員。

(6番・森 久往議員登壇)

○ 6番 森 久往議員 6番・五月会、森 久往です。

通告に従いまして、大綱質疑をさせていただきます。

市政運営方針、令和6年度、読ませていただきました。その中で政策実現のための職員のエンゲージメントについて質問をしたいというふうに思います。

最後のページ、22ページの中に卯辰巳をもって天井を突き抜ける和泉市と、こういう言葉がございます。これは市長の思いを集約した言葉というふうに思っております。市長就任15年が経過して和泉市を大きく発展させた、このことはもう誰もが認めることでございます。

しかしながら、私、この二、三年の市政運営方針を聞いたときに少し立ち止まってもいいんじゃないかなということも痛感してました。立ち止まるというのは歩みを止めるということではなくて、基本的なあまり目に見えない分からないところでずっと進んでいるそういう職員さんの仕事、そういうところに目を向ける必要があるんじゃないかと。

なぜかというと、各担当部課へ行きますと、どうしても職員間の中で配慮というのが欠けている、何か不足しがちなということを感じております。通常流れている中で新しい政策を付加させて実現させていくわけですが、一旦、その内部を充実させていく、そっちに方向が要るのかなというふうに思っております。この市政運営方針の言葉の中に表れていないんだけど、実現をするためにどうしてもそれが重要であるというふうに感じております。

まず、配慮という言葉がありますけども、職員間の配慮、これはなかなか難しいんですが、配慮があつてこそ成り立つことがたくさんあります。私は以前に映画をつくっている人に配慮について教えていただいたことがあります。それは映画の中で主人公がおつて、主人公をヒーローとするとそれに相對する悪役がおりますね、ヒーローとヒールがおると。そしてその中でヒーローとヒールを際立たせる脇役というのが存在します。脇役の中の脇役がおりま

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

す。これは通行人とか、声しか出ていないとか、それが全部一つになって映画が成立すると、そんなことを聞いたことがあります。

そのロケのときに休憩に入りますよね。休憩に入ったときにヒーローの主役が自分を引き立ててくれているヒールの人にお茶を入れるんです。そしてヒーローとヒールを際立たせている脇役の人に今度はヒーローとヒールの役の人がお茶を入れるんですね。脇役の脇役の人に通行人であったり、顔は出さないのに声だけが生きている、リアルを生み出すために必要だ、その人たちに脇役の人がお茶を入れているという、そういう現場だと。だからこの1つのことを真っ当に成功させていくには、いろんな担当がおるけれども、それぞれに配慮があって成り立つと、そういうことを聞きました。

それで自分もできる限りそういう流れでやっぱり進んでいきたいなということを思っていたんですが、どうしてもこの今配慮についてのことが気になっておりますので、ここでお話しをさせていただきました。

さて、本題に入りますが、これまでの市長が進めてきた多くの事業があるんですけど、ここ二、三年、新型コロナウイルスの関連、この事業が非常に多いと。それでデータをもろってまとめてみました。このまとめた資料を見ますと、これは本当によくやってきたなぐらいの資料になっているんです。それをまとめた分を少し読ませていただこうと思うんですけども、令和2年度の全国民を対象に1人10万円給付した特別定額給付金に始まって、子育て世帯やひとり親世帯などへの給付金事業、補助、単独で18項目、また、地方創生臨時交付金を活用した市民や事業者への各種支援事業が38項目、その中で財政確保として特別職給、管理職手当、議員報酬などの削減、また、ふるさと元気寄附金を充当するなど、国から下りてきた業務に対応するため、職員の負担が相当増していると。

そんな中でお聞きするんですけども、政策実現のために職員の仕事に対する貢献意欲、エンゲージメントをどのように高めてきたのか、これをまず1点お聞きしたい。

そして職員のエンゲージメントが政策実現につながった具体例があるかと思っておりますので、それを2点目にお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○ 石原日出子議長 それでは、市長より答弁願います。

はい、市長。

○ 辻 宏康市長 森議員の大綱質疑に対しまして、辻より御答弁申し上げます。

まず、どのようにして職員のエンゲージメントを高めてきたかでございます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

私は、市長就任以来、一貫して人材育成を行政運営における最重要課題の一つと位置づけ、取組を進めてまいりました。移動市長室や移動市長席ですね。各部署の朝礼への出席など、職員としっかりコミュニケーションを取り、私の思いを直接伝えることを重視してきたこと、そして市として様々な取組を進めてきた結果を成果として実感できていることが職員が成長意欲とやりがいを持って日々の業務に当たってもらえるようになった要因ではないかと考えております。

議員が指摘されたように、職員への負担が増していることは認識しており、時間外勤務の削減、職員の増員、D X推進などの対応を行っているところでございます。今後も職員の働き方改革につながるこれらの取組を継続して実施する所存でございます。

次に、職員のエンゲージメントが政策実現につながった具体例でございます。

改めて言うまでもなく、市政運営は職員一人一人の頑張りによって成り立っているものであり、その重要性は事業の大小により変わるものではありません。その前提であえて事例を挙げるとすれば、市立病院の指定管理者制度導入と人事給与制度改革でございます。

この2つを挙げた理由として、職員の処遇に大きく影響する事業という共通点があり、担当職員としては非常に難しい立場で業務を進めた事例でございます。市としての方針が出される中、職員の納得性をいかに高める制度設計ができるか、また、改革の実行を前提として職員団体との交渉をどのように進めていくか、担当職員の知識、経験と意欲、また使命感なくして実現できなかった事業であると考えております。

最後に、私としては、職員には責任感とやりがいを持って仕事をしてほしいとの思いであり、そのために必要な人事給与制度に改めることができたと考えています。市政発展、市民生活の向上に貢献できる公務員の仕事の楽しさを感じてもらえることが職員のエンゲージメントを高めるために最も重要なことであると確信しております。

以上でございます。

○ 石原日出子議長 森議員。

○ 6番 森 久往議員 市長、ありがとうございます。

最後に、時代の変化と配慮について、少し自分の体験談の中からお話しをしたいと思います。

2点お話をさせていただきますが、1点は、小・中と関わった子どもにそれはあかんやろうと怒ったんですが、その子どもが最後に言った言葉が何で怒られているか分からんという話なんです。こっちは過去の価値観もあるし、よくなるために怒っているけど、怒られた

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本人は何を怒られているか分からない。このときに自分の配慮が足りないなということで考え方をどのように持っていこうかというのを非常に悩んでおりました。その子が小・中とあまり物をしゃべらない子やったんですけど、今、公立高校の1年生になっています。そしたら相談があると来たんです。何の相談かといいますと、学校の先生に指導を受けているけども、どんなことを言われているかいうと、その先生が私はこう習ったんだからおまえがそうせなあかんやろうという、そういう指導やと言うんですよ。それをその子が先生おかしいと思わへんか、俺は悪いことをして怒られているけど、何でこれが駄目やとか、そうすることによって今度はどういうふうによくなっていくんだとそんな会話がなし、自分の意見を聞いてくれない。これ、それを聞いたときに私が何で怒られているか分からんというところを思い出しました。

だから時代背景の中でどういう配慮をするかというのは、相手の立場でどう対応できるんかというのは自分の価値観とはかなり違う。それが行政の中でも各担当部課の中でやっぱり見受けられます。それを否定するわけじゃないんです。しかしながら、一つの配慮によってそれが成立していくんであれば重要なことだというふうに感じています。

2つ目は、ちょうど10年前に一般質問の中で、踊る大捜査線の中に有名な言葉がありますよね。どういうことかいうと事件は現場で起こっているんだというのがありましたよね。これ、大体トップダウンで指令が来るわけです。現場で仕事をしている人は現場も分からないのにと思いながら頑張るんです。過去はそれでも成し遂げた、トップダウンをできる限りということで成し遂げてたんですが、今は私の周りを見てもそれだけで成し遂げれる人というのがやっぱり減っています。トップダウンでも現場を知る、知った人がトップダウンする、そうするとその現場の人というのは受け入れやすくなってきます。だからそんな時代が来たのかなというふうに痛感しております。

私は、役所の仕組みの中でそれが当てはまるかどうかということは分かりませんが、人間が人間の中で一つのことを成し遂げていこう、ましてや市長の思いを実現させよう、そこにみんなが寄ってきて一つになろうとしたときに、先ほどの映画の話じゃありませんが、通行人でも抜けてはいけない、みんながそこに一つになって必要であるというこのことをやっぱり私自身も認識をし直したいし、職員の中でも、今、和泉市の全体の中でもそういう部分が認識としてあってもいいんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、市長に要望です。

障がい者作業所で働く人から要望が来ました。何の要望か。正職員になれない私だけでも、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ほかの人も同じ考え方であった。しかし、この障がい者の就労A、Bで働いているその姿を市長に見てほしい。この言葉なんです。自分たちの頑張っている姿を市長に見てほしい。これが相談で要望やったんです。市長というのはそれぐらい人に求められているということだというふうに思っております。この要望をかなえていただければありがたいなというふうに思っております。

以上で、大綱質疑を終わります。ありがとうございます。

○ 石原日出子議長 次に、3番・服部敏男議員。

(3番・服部敏男議員登壇)

○ 3番 服部敏男議員 3番・公明党の服部敏男でございます。

通告に従いまして、会派を代表いたしまして、市長の令和6年度の市政運営方針に関しまして大綱質疑をさせていただきます。

なお、他の議員さんと質問が重なる場合がございますが、御容赦をいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになりました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、今なお多くの方が御不便な中、避難生活を余儀なくされております。心からお見舞いを申し上げます。

発災後すぐ本市からも職員の方が石川県の被災地へ派遣され、応援態勢に入っております。復興支援を行われている皆様に敬意と感謝を表します。そして一日も早い復旧・復興を願っております。

さて、辻市長が御就任されて以来、取り組んでこられました人事給与制度改革は、年功序列から能力・実績主義への転換を図る職員給与条例の改正がなされました。先進的な取組としてマスメディアでも大きく取り上げられました。

また、これまでも重点的な取組を進めてこられました教育改革では、今年度は新たに3つの視点に基づく取組を進められております。この教育に関わる3つの視点に基づく取組におきまして、中学校35人学級編制に伴う市費負担教育職員やスクールロイヤーの新たな配置など、人的配置の新設や拡充を示されております。専門家等による学校への支援は、子どもたちの健やかな育みにつながるものとうれしく思っております。

しかしながら、これらの人材を確保することは難しいと聞いております。和泉市における人材確保の見通しについて、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、4期目のスタート時に述べられました命と暮らしを守り未来を拓く3つのテーマか

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ら、まず、市民の命と暮らしを守るまちづくりに関連しまして、能登半島地震により家屋の倒壊等により多くの方々が被災されたことに伴い、本市消防からも救急消防援助隊として長期間にわたり人命救助等に御尽力をいただき、お疲れさまでございました。被災した石川県へ本市からも支援を行っているところですが、どのような協定を基に行っているのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、本市が被災したときはどのような協定に基づき支援をいただけるのか、併せてお聞かせください。

次に、防犯対策では、特殊詐欺対策機器の設置について、高齢者に対する振り込め詐欺などの特殊詐欺を未然に防ぐ機器ですが、本市における特殊詐欺の被害件数や特殊詐欺対策機器300台の貸与について、その内容をお伺いいたします。

次に、2番目の子どもたちの未来が輝く子育て・教育のまちづくりの実現に向けてに関連して、こどもまんなかセンターについてですが、和泉市ではこども家庭センターをこどもまんなかセンターという名称で設置するとのことですが、その目的や体制についてお聞かせいただきたいと思います。

さらに保育士就職支援補助金の拡充について、子どもたちの未来が輝く子育て・教育のまちづくりの中で待機児童の解消及び質の高い保育を提供するため、保育士就職支援補助金を拡充するとありますが、拡充の内容をお聞かせください。

次に、3点目のにぎわいがあふれ、活力のあるまちづくりの実現に関連して、（仮称）北部総合スポーツセンター基本構想の策定についてですが、誰もが身近にスポーツを行える環境の充実として（仮称）北部総合スポーツセンター基本構想の策定に取り組むとありますが、その内容及び今後のスケジュールについてお聞かせください。

次に、令和6年度に取り組む主要な事業についての中から、まず、定住の促進に関連して（仮称）こども計画について述べられております。こども計画は今後の和泉市の子ども施策の方向性を示すものになりますが、計画の内容や検討方法についてお聞かせをください。

次に、学校給食について、物価高騰が続く中で公明党会派としても緊急要望もさせていただきました。本市も令和6年度の給食費の増額分を補助して、質の維持、保護者の負担軽減を図っていただきます。学校給食費については、全国的にも完全無償化する自治体が徐々に広がりつつあります。こうした保護者負担の軽減は少子化対策を考える上で欠かすことのできない施策であると考えます。

そこで、学校給食費の無償化を含めた子育て施策に対する本市の考え方についてお聞かせ

ください。

次に、一人一人が輝くための生きがいをづくり支援に関連して、和泉シティプラザの利用促進を図る施策について、この和泉シティプラザの利用促進につき、NHK公開収録番組の招致や（仮称）事業者対抗のど自慢大会を行うとのことですが、その目的と効果についてお聞かせください。

最後に、令和6年度に取り組む主要な事業の中で、にぎわいの促進に関連して市内観光の充実施策について内容及び今後の進め方はどうなっているのかお聞かせください。

以上、多岐にわたり様々な質問をさせていただきました。市長には御答弁、何とぞよろしくをお願いします。

- **石原日出子議長** それでは、市長より答弁願います。

市長。

- **辻 宏康市長** 服部議員の大綱質疑に対しまして、辻より御答弁申し上げます。

まず、教育に係る3つの視点に基づく取組における人材確保の見通しについて御質問がありました。新設、拡充する専門家等の人材につきましては、関係機関との連携・調整を進めており、速やかに活用できる見通しを持って取り組んでいるところでございます。

次に、大規模災害時の相互支援についてですが、まず、緊急消防援助隊は大規模災害や特殊災害が発生し、被災地の消防機関では対処できない状況に陥った際、要請すれば消防庁長官からの指示を受け、全国の消防から応援に駆けつける体制が整っております。これは仮に和泉市において災害が発生した際も同様に緊急消防援助隊から受援計画が策定されています。

また、今回の石川県への支援につきましては、大阪府としてはカウンターパート方式で決まった石川県輪島市への支援を行っており、関西8府県と政令都市3市からなる関西広域連合として発災当初はプッシュ型で人的・物的支援を行いました。現在はプル型へ移行しつつあります。また、本市が被災した際にも、関西広域連合をはじめ他府県の広域連合が主となって支援いただきます。

このほかにも、全国の伝統地名を有する市町などと災害時総合支援協定を締結しており、災害の規模や種別に関係なく相互の応援体制を構築しております。

次に、特殊詐欺対策機器についてですが、本市の特殊詐欺による被害認知件数は、令和3年に14件、令和4年に28件、そして令和5年は速報値ですが、34件と年々増加傾向になっております。そのような中、本市としまして被害件数を減らしていくために大阪府の特殊詐欺被害防止緊急対策事業の補助金を活用し、特殊詐欺対策機器300台を貸与するものでござい

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ます。次年度以降におきましても、実績及び効果を確認しながら引き続き実施を予定しております。

次に、こどもまんなかセンターについてですが、母子保健部局である健康づくり推進室と児童福祉部局である子育て支援室の機能を引き続き生かしながら両室に統括支援員を兼務配置するなど、一体的な組織として運営することで両部局の連携・協働を深め、虐待の予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目ない対応など、相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

次に、令和4年度に創設しました保育士就職支援補助金の拡充内容についてですが、対象者を新卒者以外にも広げるとともに、就職2年目の方についても支給対象とすべく拡充を行うものでございます。

次に、（仮称）北部総合スポーツセンター基本構想の策定につきましては、旧泉北水道企業団跡地を候補地として整備方針の考察をはじめ、必要な機能や規模等の整理を行うもので、今後のスケジュールにつきましては、令和7年8月頃に基本構想を策定した後、企業団跡地の原状回復、国との土地利用協議を経て令和12年4月頃より工事着手の予定をしております。

次に、（仮称）こども計画についてですが、従来の子ども・子育て支援プランと貧困対策や若者支援等を一体的に策定することで、子ども施策全体について統一的に横串を刺す計画とするものでございます。この計画においては、策定段階から子どもの意見反映を図るとともに、関係課、関係団体との検討会議を実施するなど、より実効性の高いものにしてまいります。

次に、学校給食費についてですが、給食費の無償化等の保護者負担軽減策は子育て世帯に喜ばれる施策であると認識しておりますが、将来を担う子どもを育むためには、市政運営方針に掲げた3つの視点に基づく教育等を推進することが重要であり、バランスよく保護者負担軽減策にも取り組みながら、社会総がかりで子どもたちを育てることができる環境を整えてまいります。

次に、和泉シティプラザの利用促進を図る施策としましては、毎年、NHK大阪放送局長にお会いし、公開収録番組の和泉市での開催をお願いしており、クラシックラジオ番組であるリサイタル・パッシオの公開収録を予定しております。

また、（仮称）事業者対抗のど自慢大会につきましては、事業者間の情報交換と交流の場をつくることで市内商工業の活性化に寄与するものですが、あわせて、和泉シティプラザ友の会への加入を図るなど、引き続き利用促進を行ってまいります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

最後に、和泉市内観光の充実施策についてですが、観光ポータルサイト「さとまち和泉」においてサイト内のデザインや構成を見直し、多言語に対応するなど、見る方にとって使いやすく魅力的なサイトをめざしてリニューアルを行います。

また、市内の観光スポットを題材にしたドローンによるPR動画コンテストを実施し、市内の観光スポットのPRはもとより、市内観光施設の魅力を広く発信いたします。また、観光おもてなし処LINEなども活用しながら情報発信を強化し、さらなる本市への来訪促進、交流人口拡大をめざしてまいります。

以上でございます。

○ 石原日出子議長 服部議員。

○ 3番 服部敏男議員 どうもありがとうございました。

市長にはあちらこちらとお聞きをいたしましたのですが、御丁寧に御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

時間がございますけれども、私はこの後、また予算委員会の委員も兼ねておりますので、その際にまた他の委員と協力して詳しく質問をさせていただきたいと思っております。本日は、本当にありがとうございました。

以上で大綱質疑を終わらせていただきます。

○ 石原日出子議長 次に、16番・坂元純一議員。

(16番・坂元純一議員登壇)

○ 16番 坂元純一議員 16番・大阪維新の会、坂元純一です。

令和6年度市政運営方針を受けて、会派を代表し質問させていただきます。

まずは、市長が肝煎りで取り組まれた人事給与制度改革については、初任給を全国トップに引き上げ、優秀な人材の確保をめざすとともに個々の能力を発揮し、実績を積み上げる職員を優遇していく制度としていくことが示され、このことは大いに評価されるものであります。

しかし、この制度の導入に対する昨年2月の職員アンケートでは、賛成が21.7%、反対が30.4%、どちらとも言えないが42.5%となっており、当事者である職員がそれほど評価をしていないことが示されております。

実際、定年を待たずして退職していくケースは本市でも多く見られており、この制度の改革が職員の離職を止め、継続的確保につながるとは言えないのかもしれませんが。特に近年、公務員が終身雇用をめざすものではなく、キャリアプランにおける一つのステップとして捉

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

えられているケースもあり、公務員での経験を生かし、転職や起業といったビジョンを描いている方も多く、転職という選択を選びやすい時代でもあるのです。であれば、今優秀な職員を確保し、離職しないための制度構築に力を入れるより、本市での仕事を楽しめるようバックアップするとともに、その間、職員のスキルアップのための制度を構築するなど、人材育成について考える必要があるのではないかと考えます。そのようにして離職後にも他団体や民間企業での活躍をいただけるなら、和泉市役所の人材育成は一流だとの評価を得られることになり、これも和泉発日本の取組と評価されることになるのかもしれませんが。

そこで、総務省が示す公務外での経験の蓄積、活用に関する取組について示されている指針のように、庁内に職員を囲い込むこれまでから、民間での人材交流の促進や社会貢献などを主とした兼業の促進など、これまでの概念に縛られない公務員のキャリア形成についての検討の余地はあるのでしょうか。本市が就職や転職に対する社会の新しい価値観に対応する姿勢を示すときに庁内で必要とされる優秀な人材は、新卒であれ、中途採用であれ、獲得できるものと考えますが、見解を伺います。

また、評価制度の在り方は本当に頑張っている職員に報いるものとなっているのでしょうか。例えば直属の上司と馬が合わないから評価されないというような理不尽なことは起こっていないのでしょうか。評価の在り方が真に適正なものか、職員の納得を得られる制度とする必要があります。

また、離職したり昇進したくないと考える職員、降格人事を望む職員がいる現状を捉え、その理由について調査・分析し、種々の問題の根幹を探る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

これと同時に進めなければならないのは働きやすい職場環境と働き方改革です。特定の管理職にのしかかる身体的・精神的負担、時間外労働を行わなければこなせない仕事量、心を病んでしまう状況の発生やあらゆるハラスメントへの対応など、改善が必要とされながらも課題解決に至っていない問題は多くあります。

また、自治体業務のDX化が進められているとはいえ、現段階では明らかに人員不足という傾向も見てとれます。よって、専門職の増員は必要なのかもしれず、もし職員を増やさないのであれば特定の業務は本当に庁内で行わなければならないものなのか棚卸しを行い、専門性のある業務、例えば年金や国保といった業務についての外部委託の検討など、行政のスリム化を進める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、減らない仕事量についての改善策はあるのでしょうか。その一例として今回の施政

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

方針には、第6次和泉市総合計画、次期和泉創発プラン、（仮称）こども計画、第5次和泉市地域福祉基本活動計画など、国により策定が義務づけられている法定計画に加え、努力義務として策定が推奨されているもの、本市独自のプラン策定など、種々の計画のまき直しが示されております。そしてこれ以外にも行政計画を示すものは多数存在しております。

しかし、それぞれを作成するにおいて、行政組織の縦割りゆえにその計画までが縦割りになり、内容の重複する計画が乱立する状況になっていることは否めません。また、一つの計画を策定するのに繰り返される会議や有識者との審議会等の開催に加え、現行の計画を実行しながらその進捗状況や効果等の検証も十分にできないまま次の計画を策定、パブリックコメントなどの事務手続とともに早急に議会にも諮らなければならないなど、計画策定に追いかけられる状況があります。これらが本来の業務を押しやり、関係する職員が時間外の勤務をせざるを得ない状況にまで至っていることが問題であろうと思います。

そこで、このような観点からも多大な人手と予算、そして時間のかかる種々の計画の策定の必要性を見極め、既存の計画との統廃合などについて検討すべきと考えますとともに、その他の事務事業についても本当に必要な業務なのか、その明確化に努めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、子どもたちの教育に関わることを伺います。

学校では、A I の活用による個別最適な学びの充実に努めるとともに、子どもたちの抱える問題や多様な背景に応えるべく、サポートスタッフや専門家、医師など、子どもたちに関わる人材を拡充することが示されました。加えて、学力テスト作成の一部民間委託、部活動の地域移行計画など、教員の負担を軽減する取組が検討され、教員が生徒個々と向き合う時間を増やし、I C T機器を活用し様々な人や情報と関わりながら学ぶという、言わば令和型とも言える新しい協働的な学びに取り組まれることは大変によいことと思っております。

しかし、行政は学力向上に重点を置いた教育改革を掲げ、様々な取組を行ってこられたものの、まずは大阪府の平均点を超えるという目標設定は、残念ながら令和5年の全国学力・学習調査でも果たせなかったことが示されました。その中で生きる力、夢を実現する力、社会に貢献する力を育むという新たな視点が出てまいりました。

しかし、お示しのそれぞれの視点にどのように取り組むのかに関する中身は、あえてこれを掲げた理由やそのために具体的に何を教えるのか示しているとは思えず、その目標値設定も難しい課題にどのように取り組むのかはかりかねるものです。これまで掲げられていた学力向上というただ一つの重要な課題についてまだ達成できていない現段階で、新たな視点の

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

教育はどのようにその中身を具現化していかれるのか、どのような到達点を描き、挑まれるのか伺います。

本市の学校教育における近隣市に先駆けた義務教育学校の設置については、9年間を通じた切れ目のない学習指導や生徒指導により、確かな学力、心豊かな子どもの育成に寄与するものとして期待が寄せられており、（仮称）槇尾学園における特認校ならではの先進的で質の高い取組を和泉市の全ての子どもたちが享受できるようにしてほしいという保護者の要望は多いものと思われ、（仮称）富秋学園の整備計画に続き、次にどこに義務教育学校が設置されるのか関心が寄せられております。

これについては、公共施設等総合管理計画に基づき、本市の公共施設で一番多くの割合を占める学校について、老朽化しつつある学校施設の改修工事や耐震化、エアコンやエレベーター設置など多額の財源を投じ続ける中、学校再編に伴う一部学校の廃止の必要性和改修や建て替え等との計画の整合性を示すためにも、今後の学校再編計画を大枠でも先に立てるべきではないか、これまでも見解をお尋ねしてまいりました。

これについて少子高齢化・人口減少を見極めて学校を減らすというマイナス思考での再編ではなく、限られた財源を有効に活用し、子どもたちに特色ある学び、多様な学習環境をつくることで人口減少を捉え、子育て世代から選ばれるまちとして繁栄する本市をつくり上げることとも大きく関連しており、そのための施策は先手で進めていくことが求められていると思いますが、考えを伺います。

次に、教育環境の充実として、学校給食費の一部補助により保護者の負担軽減を図ることが示されておりました。これは全くもって保護者等の意向を酌み取っておらず、本市の先を行く近隣自治体で取り組む恒久的無償化からは程遠い施策と言わなければなりません。確かに本市が自校調理により温かくおいしい給食を提供くださっていることはありがたいことです。しかし、無償化に踏み切った自治体は、子育て世代の要望を聞き、本市同様、品質を落とすことなくそれを成し遂げておられるのです。

市長は、これまで給食費の完全無償化について行わない、質の高い給食の提供に努めるとおっしゃってまいりました。しかし、昨年統一地方選挙では、自由民主党、公明党、日本共産党、そして我々日本維新の会も給食費無償化をマニフェストに掲げており、和泉市議会も給食の無償化を求める意見書を政府に上げております。要は市民・国民の声を聞いたときに、これは圧倒的多数の要望が寄せられている課題であるということです。その上で市長は国が財源をつくってくれるまでただ待っておられるのでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

大阪府、また府内の多くの自治体では、高校の授業料無償化、保育料の無償化、習い事助成など、あらゆる子育て世代への支援が全国に先駆けて実行に移されてきたこと、そしてその施策が増税も借金も行わず、ただ本気の改革によって財源を生み出すことで成し遂げられてきたことを既に多くの市民も知るところです。

和泉市においても、給食の無償化に必要な財源、試算される約8億円ほどについては、本市年間予算から見れば1%程度であり、市長の政治的判断で実現は可能であると考えます。その上でこれを検討する必要性について、改めて市長の受け止めに伺います。

次に、本市のまちづくりに関することについて伺います。

まず、北部総合スポーツセンターについて、基本構想の策定に取りかかれるとのことです。これについては同地域のアリーナ構想があることも公約としておられ、本市としてスポーツの拠点が新たに設けられることには期待もあることでしょう。

しかし、和泉市のこれまでに建てられた公共施設の多くは、本当にプロに設計依頼をしたのかとあきれほどに不具合の多い中途半端な施設が存在しており、南部地域にあるスポーツセンターにおいては、大人が試合をできない野球場、プロが公式戦を行えないサッカー場など、誠に残念な施設整備となっております。このような反省を踏まえ、近隣市に誇る最良のスポーツ施設とするため、アリーナ構想も含めどれほど本気でこれに取り組まれるのか考えをお示してください。

和泉中央線においては、和泉市のメイン道路でありながら全てを4車線で統一できていないばかりか、2車線の慢性的渋滞箇所を改良するという中途半端な計画を進めておられます。やはりこの道路は消防署や総合医療センター、和泉市役所などを沿道に持つ主管道路であり、この道を大阪外環状線まで抜くことで得られる効果は多いものと考えます。大阪外環状線から入る現松尾山農道を市道化するための検討も進められる中で、やはりこの道路についても、歩道、また本市も進める自転車が快適に通行できるレーンも設置された道路として整備し、和泉中央線と接続するような和泉市の都市軸となる幹線道路にふさわしい案について検討すべきなのではないでしょうか。目の前の課題解決のためではなく、長期的視点に立った道路政策をお願いしたいと思いますが、見解をお聞きします。

質問は以上です。御答弁のほどよろしくお願いたします。

○ 石原日出子議長 それでは、市長の答弁を願います。

はい、市長。

○ 辻 宏康市長 坂元純一議員の大綱質疑に対しまして、辻より御答弁申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まず、職員の人材育成について御質問がありました。今後、少子化により労働力が不足し、市の人的資源も大きく制約されることが想定される中、複雑多様化する行政課題に対応するに当たり、職員の人材育成の重要性はますます高まっていくものと考えております。

人事給与制度改革実行プランにおいても、市役所での業務だけでは体験できない多種多様な実務体験を得ることができる研修派遣の充実や副業の許可基準の明確化により職員の地域貢献活動の促進を図ろうとしているところであり、和泉市の未来に向けて人への投資をしっかりと行っていきたいと考えております。

次に、人事評価制度については、職員の納得性を高めることが非常に重要であり、新制度に対する職員の理解促進に努めるとともに、発生してくる課題に対して随時改善してまいります。

また、働き方改革の推進についてですが、長時間労働の解消については、各部局において業務改善や時間外労働の縮減に取り組んでおり、改善事例を全庁的に並行展開する取組を実施しております。アウトソーシングの活用やDXの推進にも取り組んでいるところですが、今後はそれをさらに加速させていかなければならないと感じておりますし、それを実施するための人員体制の強化も必要だと考えておりますことから、当面の間は職員数を増員して市政運営をしていく考えでございます。

また、ハラスメントの解消に向けては、管理職を対象とした職員研修を実施しているところですが、それに加え、今年度から人事評価制度の中に多面評価を導入し、ハラスメントの有無について情報収集できる仕組みを整えました。職員が退職する際の退職理由の聞き取り調査・分析を継続するとともに、多面評価の結果を活用しながら、対象職員に適正に指導することでハラスメントの解消につなげてまいります。

次に、各種計画策定の効率化についてですが、各種個別計画に関しましては、令和5年3月に策定した生涯学習スポーツ推進計画においては2つの計画を統合したほか、令和6年度より策定を進める第6次総合計画と次期和泉スポーツプランについても計画の始期を合わせ、その役割を整理することで効率的な策定に努める予定です。ただし、個別計画の多くは法律等で策定が義務づけられ、計画の策定が補助金の採択要件になっている場合もあり、市の裁量だけでは統合が難しいことが多いと認識しております。

次に、教育に関わる3つの視点に基づく取組ですが、新たな具体策としては、市独自の35人学級編制を中学1年生から始めるほか、中学3年生における実力テスト作成の一部民間委託、不登校児童・生徒等への対応、いじめや虐待事案に対応するためのスクールロイヤーの

配置を行うものです。

また、教育と福祉の連携をより強化・充実するため、教育現場と福祉部局をつなぐ社会福祉士を新たに学校教育室に配置します。

次に、学校の再編計画についてですが、未来のつくり手である子どもたちを誰一人取り残すことなく育成するため、9年間の切れ目ない質の高い教育を全ての学校において取り組んでいます。学校の適正配置の考え方については、教育環境を重視した視点で各校区の状況を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。

次に、学校給食費につきましては、受益者負担が原則であると考えますが、令和6年度当初予算案には物価高騰に対する時限的な対応として、令和5年度に引き続き保護者負担の軽減を図るための費用を計上しているところです。今後におきましても、適宜必要な措置を講じてまいります。

次に、（仮称）北部総合スポーツセンターについてですが、整備方針の考察をはじめ、必要な機能や規模等は今後の策定業務の中で整理してまいります。本市を代表する魅力あるスポーツ施設となるよう整備してまいりたいと考えております。

最後に、和泉中央線については本市の都市軸であり、主要な幹線道路として認識しており、短期的な取組として交差点改良などの渋滞対策、また、長期的な取組として現道路幅20メートルの中で自動車、歩行者、自転車の通行空間の分離や歩道整備、無電柱化など、防災、景観に配慮した道路空間の整備を行う計画としております。

また、道路ネットワークの形成を図るべく、松尾山農道の市道化についても検討を進めておりますが、事業の実施については限られた財源の中、費用対効果や実現性なども踏まえながら道路ネットワークの構築を図ってまいります。

以上でございます。

- 石原日出子議長 坂元純一議員。
- 16番 坂元純一議員 ありがとうございました。

私は、市長によるこの市政運営方針の披瀝は、単に年度中に実施したい事業のお披露目を儀礼的に行うというものではなくて、それぞれの施策の実現に向けた市長の熱い思いですとか、考え方というのを包み隠さずに発信していただく貴重な機会であるというように思っております。

よって、市政運営方針は、これを聞いた市民が和泉市の未来像に期待をめぐらせるものとなるような、そういったものとなるようお願いしたいと思っております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今日示された方針が行政組織の横断的な取組によって進められて、市民から寄せられている御要望とか期待というものにしっかりと応えるものとなるように邁進をいただきたいと、このことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 石原日出子議長 会議の途中ですが、ここで3時10分まで休憩いたします。

(午後2時52分休憩)

○

(午後3時10分再開)

○ 石原日出子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番・山本秀明議員。

(8番・山本秀明議員登壇)

○ 8番 山本秀明議員 8番・明政会の山本です。会派を代表して市長の令和6年度市政運営方針を受けての大綱質疑を行わせていただきます。

今回の市政運営方針で特に思い出の深い事業として、市長が述べられていた病院の指定管理者制度導入については、私自身も思い出深く感じるとともに、本市の市政運営に大きな影響を与えた事業であったと思っております。振り返ると、当時の市民病院は市直営で運営されていましたが、医師の研修制度見直しに伴う医師不足により、患者減少、救急患者の受入れ停止による多額の経営赤字、この赤字の穴埋めを職員の給与カットにより市の一般財源から補填するといった、医療、財政面でも非常に厳しい状況でありました。

私は、現状を変えるには市直営の経営形態を見直すしかないとの思いで、井坂市長時代より市に対し提言と議論を再三行ってまいりましたが、ようやく辻市長就任2年目頃に、病院の経営形態見直し検討を辻市長が英断され、その後、市長を筆頭に関係職員さんが献身的かつ着実に病院改革に取り組んだ結果、市直営の経営形態を民間に移行する指定管理者制度導入、その効果により、二次救急の受入れ再開や、当時、財政状況を考えると構想さえなかった新病院の建設を実現することができました。

そして、何より大きな成果は、市財政の健全化を図れたことです。財政当局の試算によると、市直営当時と比較して毎年約12億円の財政削減効果が図られていたと、試算もお聞きしております。未来を見据えた病院改革を行ったからこそ、当初、耐震補強で整備を予定していた庁舎も、新設、建て替え方向に転換し、昨年度、新庁舎の建設を実現することができまし、今も、健全財政を維持しつつ、市民に必要とされる事業を推進することができていると思っております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

私は、よく、将来の本市のさらなる発展のためには、今、市行政の何を改革すべきなのかを的確に分析し、将来に向けて必要となる取組を計画、かつ着実に進めることが、今、和泉市政に携わっている我々の使命であると申し上げています。本市の未来を見据えれば、今後、富秋中学校区等まちづくり構想の実現、小中一貫校の整備推進等、公共施設等総合管理計画に基づいた取組は欠かせないものであり、健全財政を維持しつつ、これらを実現するため、本市の行財政改革である和泉創発プランの着実な推進と、市政運営方針で述べられている後継プランの作成にもしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

それでは、市政運営方針のテーマに沿いまして、質問を行ってまいります。

まずは、市政運営方針の冒頭に述べられていた人事給与制度改革についてお聞きします。

人事給与制度改革については、私も未来に向けた重要な取組と位置づけ、今まで年功序列の人事給与制度から、組織活性化のため、頑張る職員が報われる能力実績主義の人事給与制度に転換すべきと、長年、市と議論してまいりました。市長のリーダーシップもあり、昨年それを実現するための職員給与条例の改正も実現し、令和6年度からは、役職給の重なりがない給与表の運用など、本格的な能力実績を重視した人事給与制度が実施されようとしています。

この制度改革を本当に頑張る職員が報われる制度にするためには、職員の処遇を決める根幹となる人事評価制度の再構築や、それを軸とした昇格制度の導入に加え、研修制度の充実も必要だと述べられた市長の考えには、私も同様の考えを持っています。

そこでお聞きしますが、導入された人事給与制度がより組織の活性化に向けて、今後どのような改善が必要だと考えているのか、見解をお示してください。

また、本改革の取組として報道された日本一の初任給や部長級の年収一律1,000万円以上は、一見すると人件費が今後増加していくようにも感じられますが、給与表の改定なども含めた本人事給与制度改革全体の総人件費をどのようになると試算しているのか、考えをお示してください。

次に、重点取組として述べられた教育に係る3つの視点に基づく取組の、生きる力を育む教育と社会に貢献する力を育む教育についてお聞きします。

生きる力を育む教育の推進の具体事業として、35人学級の導入、教員補助スクールサポートスタッフの拡充、テスト作成の民間委託、部活動指導員の拡充等、教員の働き方改革に基づく教職員の負担軽減を推進していくようですが、施政方針でも述べられてるように、結果

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

として教員が子どもと向き合う時間や授業改善を図る時間の確保ができることは理解できますが、そのことにより、目標としている生きる力を育む教育をどのように達成していくのかの記載がありません。教職員の負担を軽減することで子どもたちの生きる力をどう育てていくのか、具体的にお示してください。

また、社会に貢献する力を育む教育の推進の取組として、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを全中学校校区で設置すると述べられていますが、コミュニティ・スクール制度を導入する意義、地域の人材確保、また本制度によりどのようにして社会に貢献する力を育めるのか、その因果関係をお示してください。

次に、これも重点的取組として述べられた本市のDX、デジタルトランスフォーメーションの推進についてお聞きします。

DXの取組については、令和5年第4回定例会の一般質問で、国のデジタル田園都市関連の補助制度を活用して書かない窓口システム導入を提案したところ、早速、令和6年度の当初予算で予算措置されたことには感謝もし、評価もしております。また、これに加え、施政方針には、事務の流れを一連の処理で可能とするフルデジタル化の取組にも取り組むことが述べられています。

私は12月の一般質問でも申し上げましたが、DXとIT化の違いは、DXが目的で、IT化が手段であり、DXとは、より効果や生産性に重きを置いた概念であると思っております。したがって、DXを推進する上で重要なことは、業務効率の向上、市民の利便性の向上といった目的や効果を明確に定め、そのために必要ならば組織や業務プロセスの見直しなども積極的に行い、行政事務サービスの変革につなげていく姿勢が重要で、本市が進めるDXの推進、フルデジタル化が単なる事務のデジタル化でとどまってはならないと思っております。

そこでお聞きしますが、本市のDX推進はどのような成果を意識して進めようとしているのか、組織や業務プロセスの見直しも視野に行われるのか、今後DXを推進しようとしている市のスタンスをお示してください。

次に、子どもたちの未来が輝く子育て・教育のまちづくりの中で述べられている待機児童の解消というか、私は保留児童対策というふうに思ってるんですけども、それについてお聞きします。

保留児童の解消に向けた対策として、令和5年9月議会の一般質問で議論し、提案していた保育士就職支援金の充実、認可外保育施設に通わず保護者への利用料補助の新設など、保留児童解消に向けた取組については、一定評価はしております。しかし、一般質問の中でも

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

明らかにしたように、令和5年度時点でも中部地域については保育施設の定員を超える申込数があり、保育士確保ができたとしても全ての保留児童の解消には至らず、市の答弁でも中部地域の保育定員自体を増やす必要があると認識も示されていました。

しかし、施政方針の中では、中部地域の保育施設の定員増に向けた取組については示されておりません。施政方針で述べられた北西部での施設の縮小を目的とした統合事業も必要とは思いますが、まずは、保育ニーズを満たしていない地域への施設整備が必要だと思いますが、見解をお示してください。

次に、令和6年度主要事業の中から、セネガル共和国訪問事業についてお聞きします。

本市は、アメリカ・ブルーミントン市、南通市とは友好姉妹都市調印を行い、周年時に公式訪問団の交流が行われていることは承知しておりますが、今回施政方針で示されたセネガル共和国への訪問の事業目的が明確に理解できません。

そこでお聞きしますが、施政方針では、オリンピック後交流ホストタウンのセネガル共和国と述べられておりますが、本市は、東京オリンピック開催時、セネガル共和国のホストを行ったのか、スポーツ選手との交流は行われたのか、また、セネガル共和国の目的とスポーツを通じた相互交流とはどのようなことをいうのか、お示してください。

次に、松尾寺公園についてお聞きします。

松尾寺公園整備には、市の総合公園と位置づけされているものの、黒鳥公園に比べ整備スピードが遅く、供用済み面積も小さいことから、質問の機会を捉えて、整備方針、整備手法について意見や提言を申し上げてきました。そのかいもあってか、今回施政方針の中で、南西エリアの園路整備に加え、東側エリアの基本計画策定に着手することも述べられました。

そこでお聞きしますが、令和6年度松尾寺公園の整備内容、また、東側エリア計画策定のスケジュール、整備手法、整備方針についてお考えをお示してください。

次に、AED事業についてお聞きします。

AED設置事業は、一昨年、市費を投入して18か所の交番、駐在所に設置しましたが、設置当時より、現状では一部の市民しかその恩恵を受けられず、全ての市民が公平に利用できるようにするには今後多額の予算が必要になってくることを指摘し、今後の事業展開についての意見も申し上げてきましたが、施政方針では、次年度から市費を投入しない新たな方法で実施していくことが述べられました。AED設置事業の今後の事業展開をお示してください。

最後に、和泉市総合医療センターについてお聞きします。

和泉市総合医療センターの令和6年度の取組として、新たな医療機器導入についてのお示

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

しはありましたが、施設の増設については施政方針の中で述べられておらず、予算書を見ても、該当する予算が計上されていませんでした。

そこでお聞きしますが、総合医療センターの今後の取組、併せて、施設増設に向けたスケジュールと増設費用についてもお示してください。

以上、施政方針に対する質問は8点ですが、最後に、会派から要望いたしておりました学校体育館の空調整備、Sゾーンに代わるスポーツ施設整備として、北部総合スポーツセンター基本構想の策定、松尾山農道市道化に向けた整備、はつが野四から六丁目の老人集会所設計等、令和6年度に予算措置いただいたことを評価するとともに感謝を申し上げて、会派を代表しての私の大綱質疑を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○ 石原日出子議長 それでは、市長より答弁願います。

はい、市長。

○ 辻 宏康市長 山本議員の大綱質疑に対しまして、辻より御答弁申し上げます。

まず、人事評価制度の再構築や職員研修について御質問がありました。

より意欲、能力のある職員を登用するための基礎となる人事評価制度は、組織の成長と職員の人材育成にもつながる重要なプロセスだと考えております。そのため、今年度から導入した人事評価制度では、新たな評価項目の設定や評価の簡素化、多面評価の導入など、様々な仕組みを取り入れたところですが、初めから完璧な制度をめざすのではなく、スピード感を重視するため、試行実施を行わず、初年度から新制度を本格導入としました。

評価項目や評価段階の設定に関しては、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら制度をブラッシュアップするとともに、新制度に対する職員の理解促進に努めてまいります。

次に、職員研修の充実に向けましては、より多くの職員が研修を受講できるように、研修費用を充実したほか、市で働くだけでは経験できない実務経験を得ることができる研修派遣として、総務省や大阪府への職員派遣を行います。また、人事評価を適正に実施するための研修の充実にも取り組んでまいります。

次に、人事給与制度改革に伴う職員給への影響についてですが、今回の人事給与制度改革では、市民サービスの低下を招くような財政負担にならないよう、制度設計の段階から検討を行ってまいりました。現時点の試算では、制度改正初年度、令和6年度の影響額として、初任給の引上げや管理職手当の増額、現給保障などの経過措置を含め、全体として年間で約6,000万円の財政負担が生じると見込んでおりますものの、長期的には、部長級以外の職階の給料月額を最高到達点を切り下げたことによる縮減効果や現給保障の減少により、制度改

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

正後6年目、令和11年度に人件費総額が現行と同程度の水準になると試算しております。

次に、生きる力を育む教育についてですが、生きる力を育む具体策としては、各学校において、従来の教師が教え込む授業から子どもたちが自ら学び取る授業へと授業改善を図ります。これらにより、新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質、能力を身につけることで、子どもたちに生きる力を育てまいります。

次に、社会に貢献する力を育む教育についてですが、コミュニティ・スクールは、育てたい子ども像、めざすべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組みでございます。これらの理念を理解し、共に子どもを育む人材の確保に向け、研修等を通じ、保護者、地域住民等も教育の当事者となることで、責任感を持ち主体的に子どもの教育に関わるようになることをめざします。学校の社会に開かれた教育課程を実現し、家庭や地域による教育も併せて、子どもたち自らがよりよい社会をつくる意識を醸成することで、社会に貢献する力を育てまいります。

次に、DX推進による組織や業務プロセスの見直し効果についてですが、DXの推進は、単なる事務のデジタル化にとどまらず、業務プロセスなどの見直しを行いながら事務の効率化を図ることが重要であると認識しておりまして、フルデジタル化の取組により入力ミスの防止や事務に要する時間の削減を行うことで、相談業務など職員にしかできない業務への注力を行うほか、窓口事務に関わる職員体制のスリム化によるコスト削減など、組織や業務プロセスの見直しも視野に取組を進めていくこととしております。

また、DX推進に係るフルデジタル化の仕組みづくりに当たっては、慎重な制度設計も大切ですがスピード感も大切でございますので、まずは子育て、高齢者、障害者分野などから取り組み、継続的な見直しを積極的に進めてまいります。

次に、中部地域における待機児童、保留児童に対する取組ですが、市全体の待機児童及び保留児童への対策としては、保育士等への就職支援補助金の拡充など、保育士確保策の充実に取り組みます。中でも、保育ニーズの多い中部地域につきましては、保育定員の増加も必要と認識しており、民間保育施設に対して積極的に保育定員の増加の働きかけを行うとともに、その他の手法についても検討してまいります。

次に、セネガル共和国への訪問についてですが、セネガル共和国との事後交流型ホストタウン事業については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、交流は実施できておりません。しかし、セネガル共和国の駐日特命全権大使が和泉市を複数回表敬訪問されており、最近においても令和5年10月4日に本市を表敬訪問され、大使からは相互交流の意思が伝えら

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れています。そこで、今般、これまでの大使からの意向を尊重して、今後のスポーツを含めた相互交流の在り方を検討するため、市としてセネガル共和国を公式に訪問し、現地視察や関係者と協議するものでございます。

次に、松尾寺公園の整備についてですが、令和6年度の西南エリアの完成をめざし、継続して園路などの整備を進めます。また、新たな東側エリアの用地測量や用地買収を進めるとともに、民間活力導入の可能性調査を含めた基本計画を、令和6年度と7年度の2か年にかけて策定し、その後、令和8年度に基本設計、令和9年度から工事開始となる見通しです。整備の方針としましては、市民により愛着を持ってもらい、より多くの方々が集い、憩えるような市民ニーズに寄り添った公園の整備を行うとともに、さらなる公園の魅力と利便性の向上のため、民間企業のノウハウを積極的に導入できるよう検討を進めてまいります。

次に、AEDの事業展開についてですが、AEDにつきましては、公費を投じ、市内の交番、駐在所18か所へ設置いたしました。今後は、市内に設置されております民間等のAEDを有効に活用できるよう、事業所や店舗などの協力を得て、一定の条件を満たしたものを御登録いただき、市ホームページでの公開、また、救急現場に居合わせた人への情報提供により救命につなげることを目的とした事業を新たに展開するものでございます。

最後に、和泉市立総合医療センターについてですが、2台目となる医療機器ダヴィンチを導入するとともに、救急医療等の充実を図る目的で、増改築事業を行い、市民への医療サービス向上に取り組んでまいります。なお、増築棟の建築は指定管理者の全額負担により進め、増築棟完成後は、市がキュウとしてサイノウいたします。

建築スケジュールにつきましては、令和6年4月から増築棟の建築を進める予定で、令和7年7月の完成をめざします。その後、本館棟の内部改修工事を行い、全工事完了予定は令和8年3月となっております。

以上でございます。

○ 石原日出子議長 次に、1番・原 重樹議員。

(1番・原 重樹議員登壇)

○ 1番 原 重樹議員 1番・原です。日本共産党を代表して、大綱質疑を行います。

最後の質問者ということもありますので、明確な答弁をよろしく願いいたします。

まず最初に、総論ではありますけれども、和泉市政が長年にわたって進めてきた基本は、あらゆる事業の民間委託でした。各施設の運営はもちろんのこと、保育園、学校給食、学校プールなど、あらゆるものを民営化し、市職員数を減らしてまいりました。いわゆる新自由

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

主義的な方策を続けてきたというふうにも思います。

このやり方は、地方自治体の本来やるべき仕事を投げ捨てるものであり、日本共産党はその都度指摘し、批判もしてまいりました。民間に任せるこうしたやり方は、主には、人件費を削減し、安上がりにすることだと思いますが、既に施設運営では撤退する業者も出てきており、保育園などは、民間園の保育士探しに補助金まで出す状況でもあります。また、学校のプール問題に至っては、生徒の水泳力向上にシフトせざるを得ないような状況となるなど、綻びも次々と出ているというのが今の現状であります。

そこで、総論ですが、これからも各種事業の民営化という方向を続け、拡大していくのでしょうか。方向転換をする考えはないのかどうか、明確な答弁をお願いいたします。

次に、人事問題についてです。

この人事問題で、いわゆる市職員数の問題ですけれども、職員数が削減されてくる中で、残業が増え病気になる職員の方も増えている状況も指摘し、基準人数に対し大阪府内で最低の水準までいったというのが、和泉市の職員数の状況です。何度も質問し、指摘してきましたが、適切に対処するという答えのみでした。今回、共産党の予算要望に対して、初めてだと思いますが、数年は増やしているとの回答でしたが、今後も増やしていくのでしょうか、目標数は持っているのでしょうか、明確にお答えをお願いします。

人事問題の2つ目には、正職員の数とともに、非正規職員の待遇改善はどうするかということについての質問です。

今や市民サービスは非正規職員なしでは一つもサービスを提供できない状況だと思います。今、社会的には賃上げ問題が報道されていますが、和泉市の非正規職員の賃金問題は、市の直接雇用者だけでなく、民間委託されている事業の雇用者にも影響を与えるものとなります。この非正規職員の待遇改善はどのように考えているのか、お答えをお願いします。

次に、市民負担の問題です。

令和6年度予算案でも、公共料金の値上げなど市民負担増がありますが、2点だけ伺います。

何といても、今回、国保料金の値上げは、令和6年度から始まる府内統一料金の中で大変な負担増となります。もともと払いたくとも払えないような高い国保料金で、基本的には国の負担金、補助金の問題であり、全国知事会も1兆円を超える国の支援を要望しているものでもあります。今回の料金値上げは、各市町村が一般会計から繰り入れていた料金を引き下げるための繰入金認めず実施されることとなります。ならば、各市町村分の繰入れ相当

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

額を大阪府に求めるべきではないでしょうか。根本的な軽減とはならないと思いますが、少しは軽減されることになります。もちろん和泉市だけでは無理だと思いますが、他の自治体とも協力して大阪府に求めていくべきだと思いますが、その考えがあるのかどうか、お答えください。

2つ目に、国保の問題ではもう一点だけ伺っておきたいと思いますが、今年秋には保険証の問題もあります。国が求めるマイナンバーカードにひもづけされた保険証の使用率は、大体4%、5%と言われる中ですが、私は、今までの保険証を全被保険者に発行すべきだと思いますが、今、資格確認書、あるいはお知らせ等々もあり、そして、その中では材質の問題までいろいろ言われているようではありますが、一体どうするつもりなのか、お答えください。

次に、市民負担の問題でもう一点伺っておきたいと思いますが、令和6年度では学校給食の値上げを予定されておりますが、値上げではなく無償化に踏み切るべきだと思いますが、この点は他の議員からの質問もありましたけれども、近隣市あるいは全国的にも含めまして、徐々にいわゆるそうした無償化を進められるところも増えてきているのも実情であります。給食費の無償化問題につきましては改めてお答えを願います。

次に、開発問題についてです。

富秋中学校区のまちづくりが本格的に進んでいきますが、こうした開発も含めて、民間頼りでいいのかどうかという問題です。業者からこの事業は駄目だと言われればそれを外して、運営も含めるような長い期間のものは無理ですよということになればあっさりと引き下がる。民間任せで何度も計画変更をしているのが富秋中学校区のまちづくりです。このやり方は、市の庁舎建設だけでなく富秋中学校区の小中一貫校のときも、1社は限度額を超えて提案し、もう一社は本来入れるべき工事を入れずに提案して失格になるという事態でありましたけれども、そういう状況の中で、実際には限度額の99%あるいは98%という高値で落札しているというのが今の実態でもあります。

このようなやり方は、形ばかりの競争で実質的な競争はありません。こうしたやり方を市民の税金の無駄遣いだとは思わないのでしょうか。もう方向を変えるべきだと思いますが、どうでしょうか。それとも、技術者が足りないということで、こうした大規模開発を担うだけの技術力や人数を和泉市は持っておらないということなのかどうかも含めまして、明確な答弁をお願いいたします。

さらに、富秋中学校区の開発問題では、後回しにされた事業をどうするのか全体像を明確にする必要があると思いますが、この点ではいかがでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次の問題として、泉北環境の問題です。

泉北環境は、10年後に炉の建て替え問題で、移転、建て替えありきで進められようとした令和5年度予算案が否決されました。以後、12月の議会で、何の変化もないにもかかわらず同様の議案が出され、そして、2月9日に行われた予算議会でも出されて、可決されております。

泉北環境の議会でも指摘しましたが、現時点での到達は、どこからも新たな土地の提案はない、脱炭素の施設の決定はしていない、地元での建て替え費用額は算出していないという状況ですが、移転へ向けて立地検討委員会をつくり、業者も選定し、立地検討委員会の今後のスケジュールまで設定をしております。今や市長は泉北環境の管理者でもあります。基本的にどういうふうに進めていこうとしているのか、お答えをください。

炉の建て替えとリサイクル施設で345億円であり、土地代や脱炭素の施設代の費用は明らかになっておりません。和泉市のいわゆる創発プランにも大きく影響を与えるものです。お金が幾らでもあるならば移転もいいと思いますが、このままでは最大の無駄遣いになりかねません。泉北環境では移転ありきで進められておりますが、市長は基本的にどのように考えているのでしょうか、お答えください。

最後に、同和問題についてです。

同和問題については、日本共産党は予算決算のたびに、同和対策がいまだに続いていることを個々の事業を取り上げて指摘してきました。いまだに特定団体の人件費の補償的な事業すら継続しています。まちづくりの中でも、多世代交流施設はあれだけの規模のものが本当に必要なのか、建設においては2億円余りを別枠にして建設しようとしているなど、特別に配慮したもののようにもあります。

同和対策が人権に名を変えて進められておりますが、市長はどのように考えているのでしょうか。人権という広い意味ではなくて、部落差別から始まっているこの同和問題はいまだにあるとお考えでしょうか。以前の同和対策事業に対して何の総括もせず、反省もせずに現在に至っていると思いますが、どのようにお考えなのか、明確な答弁をお願いいたします。

以上で終わります。

○ **石原日出子議長** それでは、市長より答弁願います。

はい、市長。

○ **辻 宏康市長** 原議員の大綱質疑に対しまして、辻より御答弁申し上げます。

まず、民間委託について御質問がありました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

各種業務の民間委託につきましては、引き続きその効率性や費用対効果を整理の上、適切に判断していくとともに、民間委託だけではなくDXの推進による市民サービスの向上や業務効率化、体制のスリム化も検討してまいります。

次に、職員数の考え方についてですが、市職員数については、近年、任期付職員の活用などを含め職員数を増員してまいりました。今後についても、本市の状況を考慮し、増員する方針としており、任期付職員、会計年度任用職員の各制度も活用し、適切な職員配置を進めてまいります。

また、会計年度任用職員の待遇につきましては、正規職員と同様に、人事院勧告に準じまして給料表を改定するほか、令和6年度から勤勉手当の支給対象とするなど、改善に努めているところでございます。

次に、国民健康保険料についてですが、法定外一般会計繰入れは、受益と負担の公平性の観点より認められないものと、大阪府及び府内市町村で取りまとめた大阪府国民健康保険運営方針に定められており、府に求めていくことはできません。

次に、保険証についてですが、令和6年度は全ての国民健康保険被保険者に通常の保険証を交付します。なお、令和6年12月2日の廃止以降は新たに保険証を交付することはできなくなりますが、マイナ保険証を持たない被保険者等には、今後交付予定の資格確認書にて保険診察を受けることができます。

次に、食材料の購入に充当する学校給食費についてですが、受益者負担の原則であると考えております。

次に、富秋中学校区等のまちづくりについてですが、民間事業者の創意工夫を生かした品質の向上、また事業期間や事業費の縮減を期待し、デザインビルド方式を採用しました。今回事業範囲から切り離れた事業としては、都市公園の整備や跡地活用などがありますが、今後、適切な時期に対応してまいります。

次に、泉北環境整備施設組合における一般廃棄物処理施設の更新についてですが、和泉市議会はもとより、組合構成3市及び組合議会において協議してまいります。

最後に、部落差別に関する認識についてですが、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたとおり、本市としても部落差別が終わったものとは認識しておりません。

以上でございます。

○ 石原日出子議長 原議員。

○ 1番 原重樹議員 時間もありますので、ちょっと一言二言だけ、必要なものだけ意見

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

を申し上げておきたいというふうに思います。

まず、民間委託の件なんですが、特別聞いてもおらないDX問題、デジタル問題は言われましたので、質問はしませんでしたが、一言だけ言っておきます。

私たちは全てを否定するものではありません。しかし、私たちが問題にしてきたのは、いわゆる個人情報の問題です。個人情報保護の問題だということで、そこは間違えないようにしていただきたいというふうに思います。

それと、市民負担の問題ですけども、繰入れは受益と負担の公平性から認められないということをおっしゃいましたが、これは認められないというんですけども、実際やってきたのは市町村ですから、やってきたわけです。それを認めないようにしたのが、統一料金だということでもあります。しかし、そうなりますと、結局もう負担するのは被保険者ということになりますので、だから、そのものがどういうことになっていようと、大阪府にやはりその分を求めていくというのが必要ではないかというふうに思っております。

最後に、同和問題なんですが、ちょっと誤解もあるようですので、一言だけ言っておきますと、私は部落差別は激減してると思います。今の状況というのは、いわゆる減っているということなんですけれども、しかし、そういう中でも、昔の同和対策事業をしているんじゃないですかということ、毎年の決算、予算等々で指摘をしているんです。本来、同和対策はなくていいんですけども、そういう指摘をしているということで、この点は申し上げておきたいと思います。

以上です。

○ 石原日出子議長 以上で、大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。本各件については、十分な審議をお願いいたしたいと思っておりますので、後の日程で予算審査特別委員会を設置願い、お手元の付託案件表のとおり付託の上、休会中の御審査をお願いいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

○

◎議員提出議案第1号 予算審査特別委員会設置について

○ 石原日出子議長 日程第53、議員提出議案第1号「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

本件は、浜田議員ほか9人から、先ほど上程されました令和6年度各会計予算並びに関連

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

する諸議案について慎重に審査するため、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置されたいというものであります。

本件については、提案理由の説明、質疑並びに討論を省略し、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

◎予算審査特別委員会委員の選任について

○ 石原日出子議長 日程第54「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり選任することといたします。

○

◎散会宣告

○ 石原日出子議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、3月19日に一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時55分散会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 石原 日出子

同署名議員 関戸 繁樹

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

同署名議員 飯 阪 光 典